



職員の給与等に関する報告及び勧告

平成30年10月

沖縄県人事委員会

人委第329号

平成30年10月11日

沖縄県議会議長 新里米吉 殿

沖縄県知事 玉城康裕 殿

沖縄県人事委員会

委員長 島袋秀勝

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1 報告	1
1 職員の給与等	2
2 民間の給与等	4
3 職員給与と民間給与との比較	7
4 物価及び生計費	8
5 人事院勧告等の概要	9
6 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての 意見の申出の概要	12
むすび	16

別紙第2 勧告	24
(別紙1) 人事院の報告及び勧告の骨子	59
(別紙2) 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正に ついての意見の申出の骨子	63

参考資料

1 職員給与関係	1
2 民間給与関係	41
3 標準生計費及び労働経済指標	59

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、沖縄県職員の給与に関する条例、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与、民間の給与、人事院の給与勧告並びにその他職員の給与決定等に関する諸条件について調査検討を行ってきた。

その概要は、次のとおりである。

1 職員の給与等

(1) 職員の状況

本委員会は、本年4月現在における職員の給与等の実態を把握するため、「平成30年職員給与等実態調査」を行った。

その結果、第1表に示すとおり、職員の総数は20,060人であり、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び任期付の職について10種12給料表が適用されている。

第1表 職員の状況

(単位：人)

職務の種類 区分	行政職	公安職	海事職	教育職	研究職	医療職	特定任期付の職	一定期間の業務に従事する職	任期付の職 (行政職)	任期付の職 (教育職(1))	計
職員数	4,575	2,740	49	12,172	212	298	1	2	10	1	20,060
職員の例	行政職員	警察官	船員	小中高 校等の 教員	農林水産 工業関係 研究員	医師 保健師 等	特定任期 付職員	特定業務等 従事任期付 職員	行政職員	教員	
給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	海事職 給料表	教育職 給料表 (1)(2)(3)	研究職 給料表	医療職 給料表 (1)(2)(3)	条例第7条 第1項の 給料表	特定業務等 従事任期付 職員行政職 給料表	政職給 料表	教育職 給料表 (1)	

- (注) 1 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員の職である。
 2 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
 3 一定期間の業務に従事する職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第1項の規定により採用された職員の職である。
 4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

職員の平均像は、平均年齢41.8歳、平均経験年数19.1年、平均扶養親族数1.1人である。このうち、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用者の平均像は、平均年齢40.3歳、平均経験年数17.5年、平均扶養親族数1.1人となっている。

また、職員全体及び行政職給料表の適用者の男女別・学歴別構成は、第2表に示すとおりである。

第2表 職員の男女別・学歴別構成

(単位：人、()内は%)

区 分	男 性	女 性	合 計
職員全体	11,060 (55.1)	9,000 (44.9)	20,060 (100.0)
行政職	2,880 (63.0)	1,695 (37.0)	4,575 (100.0)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	合 計
職員全体	16,053 (80.0)	2,168 (10.8)	1,828 (9.1)	11 (0.1)	20,060 (100.0)
行政職	3,492 (76.3)	599 (13.1)	481 (10.5)	3 (0.1)	4,575 (100.0)

(注) 構成比は、四捨五入の関係で必ずしも合計とは一致しない。

(2) 職員の給与

本年4月における職員全体の平均給与月額、第3表に示すとおり、381,831円となっている。また、行政職給料表の適用者の平均給与月額は342,851円である。

第3表 職員の平均給与月額

(単位：円)

区 分		職員全体	行政職
平均給与月額		381,831	342,851
内 訳	給 料	347,924	311,097
	扶 養 手 当	11,899	10,749
	そ の 他	22,008	21,005

(参考資料1 職員給与関係 参照)

2 民間の給与等

(1) 民間給与等の調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との比較・検討を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所を対象として、層化無作為抽出法によって143事業所を抽出のうえ、「平成30年職種別民間給与実態調査」を行った。

調査では、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。また、本年も引き続き、給与改定の状況等について調査を行った。

(2) 調査の結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

ア 給与改定の状況等

(給与改定の状況)

第4表に示すとおり民間事業所においては、一般の従業員について、ベースアップ慣行のない事業所の割合が65.4% (昨年63.2%) となっており、ベースアップを実施した事業所の割合は26.5% (同23.6%) となっている。なお、ベースアップを中止した事業所の割合は8.1% (同13.2%) となっている。

また、第5表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は78.0% (昨年90.1%) となっている。一方で、定期昇給を停止した事業所の割合は0.0% (同0.0%)、定期昇給制度のない事業所の割合は22.0% (同9.9%) となっている。

第4表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
一般従業員（係員）	26.5	8.1	0.0	65.4
管理職（課長級）	26.2	8.7	0.0	65.1

第5表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施				定期昇給停止	定期昇給制度なし
		定期昇給実施					
		増額	減額	変化なし			
一般従業員（係員）	78.0	78.0	24.9	5.1	48.0	0.0	22.0
管理職（課長級）	76.0	76.0	23.3	5.5	47.2	0.0	24.0

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(初任給の状況)

新規学卒者の採用を行った事業所は、第6表に示すとおり、大学卒で37.2%（昨年27.3%）、高校卒で21.6%（同16.7%）となっており、そのうち大学卒で27.8%（同39.0%）、高校卒で30.1%（同48.2%）の事業所で、初任給は増額となっている。

第6表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
		大学卒	37.2	(27.8)	
高校卒	21.6	(30.1)	(69.9)	(0.0)	78.4

(注) 1 事務員と技術者を対象としたものである。

2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

イ 諸手当の支給状況

(家族手当の支給状況)

家族手当の支給状況は、第7表に示すとおり、扶養家族の構成別の手当の平均支給月額、配偶者について9,892円、配偶者と子1人について14,537円、配偶者と子2人について18,567円となっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

(単位：円)

扶 養 家 族 の 構 成	平 均 支 給 月 額
配 偶 者	9,892
配 偶 者 と 子 1 人	14,537
配 偶 者 と 子 2 人	18,567

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(特別給の支給状況)

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第8表に示すとおり、所定内給与月額の4.43月分となっている。

第8表 民間における特別給の支給状況

項 目	事務・技術等従業員	
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	317,623円
	上 半 期 (A ₂)	314,294円
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	707,970円
	上 半 期 (B ₂)	692,280円
特別給の支給割合	下 半 期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.23月分
	上 半 期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.20月分
年 間 の 平 均		4.43月分

(注) 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは平成30年2月から7月までの期間をいう。

3 職員給与と民間給与との比較

前記の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間においてはこれに相当する職種の者について、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、その較差を算出したところ、第9表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均666円(0.19%)下回っていた。

第9表 公民給与の較差

民間従業員給与 (A)	職員の給与 (B)	公民給与の較差	
		(A) - (B)	$\left(\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$
345,018円	344,352円	666円	(0.19%)

- (注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
2 公民給与の較差は、ラスパイレス方式により算出したものである。

職員給与と民間給与を比較する際の役職の対応関係は、第10表のとおりである。

第10表 公民比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	支店長、工場長、部長、部次長、中間職(部長-課長間)		
8級	課長	支店長、工場長、部長、部次長、中間職(部長-課長間)	
7級			支店長、工場長、部長、部次長、中間職(部長-課長間)
6級	課長代理、中間職(課長-係長間)	課長	課長
5級			課長
4級	係長	課長代理、中間職(課長-係長間)	課長代理、中間職(課長-係長間)
3級		係長	係長
2級	主任、中間職(係長-係員間)	主任、中間職(係長-係員間)	主任、中間職(係長-係員間)
1級	係員	係員	係員

4 物価及び生計費

(1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、第11表に示すとおり、昨年4月に比べ那覇市で0.9%、沖縄県で0.5%、全国で0.6%上昇している。

第11表 消費者物価指数

区分	平成30年4月	平成29年4月	対前年同月比（%）
那覇市	101.2	100.3	0.9
沖縄県	100.9	100.3	0.5
全国	100.9	100.3	0.6

（注）平成27年=100とした指数である。

(2) 標準生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）等を基礎として算定した本年4月における那覇市の世帯人員別標準生計費は、第12表に示すとおりとなっている。

第12表 那覇市における世帯人員別標準生計費

（平成30年4月分）

1人	2人	3人	4人	5人
104,080円	132,520円	154,860円	177,190円	199,530円

（参考資料3 標準生計費及び労働経済指標 参照）

5 人事院勧告等の概要

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。その概要は次のとおりである。

(1) 国家公務員の給与に関する報告及び勧告

ア 月例給については、本年4月分の官民比較の結果、国家公務員給与が民間給与を一人当たり平均655円(0.16%)下回っていることから、指定職俸給表以外の俸給表の水準を引き上げることとした。

また、特別給(ボーナス)については、公務が民間を0.06月分下回っていたことから0.05月分引き上げることとし、勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分し、平成31年6月期以降については6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分することとした。

イ 宿日直手当について、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は200円、医師等の宿日直勤務は1,000円引き上げることとした。

ウ その他、住居手当について受給者の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の上げも考慮して必要な検討を行っていくことなどの報告を行った。

(2) 公務員人事管理に関する報告

ア 国民本位の公正な行政の実現のためには公務員一人一人が高い倫理感や使命感を持つことが不可欠で、公務員に対する国民の信頼を取り戻すためには職員が自らの果たすべき役割を改めて自覚する必要がある。その際、それぞれが自分の問題として捉えることが肝要である。そうした意識のかん養のためには、定期的・継続的な意識啓発が求め

られるとの認識に立ち、自らが主催する各府省職員に対する行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識の再度徹底を図るとともに、倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施する。

さらに、職員の模範となるべき幹部職員に対しその役割を再認識させるための研修を実施することとする。

イ セクシャル・ハラスメント防止のため、外部の者からの相談窓口を人事院に設置するとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策について検討し、所要の措置を講じていく。

ウ 公文書管理の適正の確保のため、公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及びそれぞれにおける標準的な処分量定を「懲戒処分の指針」（人事院）に追加し、同指針においては公文書を偽造等した場合や毀棄した場合、決裁文書を改ざんした場合の標準的な処分量定を免職又は停職とすることを明確にする。

エ 社会に求められる政策を的確に企画立案し、決定された施策を適切に執行できる優秀で多様な人材の確保のため、各府省等と連携した施策を引き続き展開する。

オ 人材の育成については、部下育成に資するマネジメント能力の向上に向けた研修、若手職員や女性職員のキャリア形成を支援するための研修等の実施について、積極的に取り組むこととする。

カ 成績主義の原則に基づく人事管理については、職員の昇任等に当たり高い倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について各任命権者が十分に留意するよう徹底を図り、また人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援する。

キ 長時間労働を是正するため、民間労働法制の改正を踏まえ、超過勤務命令の上限を原則1箇月45時間かつ1年360時間と、他律的業務の比重の高い部署に勤務する職員に対しては1箇月100時間かつ1年720時間等と設定する。ただし、大規模な災害への対応など公務の運

営上真にやむを得ない場合には、この上限を超えることができることとする。これら上限の時間を超えた場合には、各省各庁の長において事後的な検証を行うものとする。

また、職員の健康確保措置についても、民間労働法制の改正を踏まえ、1箇月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対しては職員からの申出がなくとも医師による面接指導を実施するとともに、面接指導の対象となる超過勤務時間数の基準を1箇月100時間から80時間に引き下げる。

さらに、民間労働法制における年次有給休暇の時季指定に係る措置を踏まえ年次休暇の使用を促進するため、各省各庁の長は一の年の年次休暇日数が10日以上職員が年次休暇を5日以上確実に使用することができるよう配慮することとする。

ク 「仕事と育児・介護の両立支援制度の活用に関する指針」（人事院）の内容が各府省において徹底されるよう更なる周知に取り組む。また不妊治療を受けやすい職場環境の醸成を図っていく。その他、心の健康づくりを推進し、過労死等防止対策大綱に基づく取組を実施する。

ケ ハラスメント防止対策としてセクハラ防止対策に加え、民間におけるパワハラ対策に関する議論等も注視しつつ、外部有識者の意見も聴きながら公務におけるパワハラ対策を検討するとともに、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止のため、引き続き職員に対する意識啓発等を図ることとする。

コ 非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導を行っていく。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、いわゆる結婚休暇を設けるなど慶弔に係る休暇について所要の措置を講ずる。

人事院の給与勧告の骨子及び公務員人事管理に関する報告の骨子については、別紙1のとおりである。

6 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の概要

人事院は、人事院勧告等とあわせて、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対し、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正について意見の申出を行った。その概要は次のとおりである。

(1) 定年の引上げをめぐる検討の経緯及びその必要性

ア 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

平成23年9月、人事院は勧告等とあわせて、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出を行った。

その後、政府においても具体的な検討が進められ、検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当であるとし、論点が整理された。

平成30年2月、政府から人事院に対し、政府の論点整理を踏まえて国家公務員の定年の引上げについて検討要請が行われた。

イ 定年の引上げの必要性

公務において、高齢層職員から若年・中堅層職員への技能・ノウハウの継承が課題となる中で、下位の官職に短時間で再任用される職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念される状況にある。一方、職員側においても無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれがある。

複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、高齢層職員の能力及び経験を定年前と同様に本格的に活用することが不可欠となっており、定年を段階的に65歳まで引き上げる必要がある。

(2) 定年の引上げに関する具体的措置

ア 定年制度の見直し

一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることをとした上で、速やかに実施される必要がある。

また、定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置するとともに、60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを設ける。

イ 役職定年制の導入

組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持するため、当分の間、管理監督職員を対象とし、役職定年制を導入する。

具体的には、管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）し、また任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定する。

ウ 定年前の再任用短時間勤務制の導入

60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入する。この制度は、新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資するものである。

なお、短時間勤務職員がその能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要である。

エ 60歳を超える職員の給与

「賃金構造基本統計調査」と「職種別民間給与実態調査」の60歳を超える従業員の年間給与の状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与水準について、60歳前の7割に設定する。なお、役職定年により任用換された職員の年間給与水準は、俸給の特別調整額が支給されなくなること等により、任用換前の5割から6割程度となる場合がある。

60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置と位置づけ、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を検討していくこととしたい。

(7) 俸給

60歳を超える職員の俸給月額、当分の間、現行の定年に達した日以後における最初の4月1日以後、60歳前の7割の額とし、俸給の水準と関係する諸手当等は同様に、60歳前の7割を基本に手当額等を設定する。

(イ) 任用換された職員等の俸給に関する特例

役職定年により任用換された職員等の俸給は、現行の定年に達した日後における最初の4月1日以後、当該任用換前の7割の額(ただし、任用換後の職務の級における最高号俸の俸給月額を上限)とする。

(ウ) 諸手当等

扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿日直手当及び寒冷地手当は60歳前の職員と同額とする。

オ 今後の必要な見直し

定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用の状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討することが適当である。

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討する。

(3) 定年の引上げに関連する取組

ア 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要があり、人事院としても必要な検討を行う。

勤務実績が良くない職員等には、降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要であり、人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う。

採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努め、節目節目での職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要である。

イ 定年の引上げを円滑に行うために公務全体で取り組むべき施策

定年の引上げのための諸施策の実施に際しては、能力・実績に基づく人事管理の徹底等に加え、次の施策について公務全体で取り組むことが必要である。

- (ア) スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備について検討を進める。
- (イ) 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるような措置を適切に講ずる。
- (ウ) 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策について検討する。

この定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子については、別紙2のとおりである。

職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりである。

本委員会としては、これらの諸条件を総合的に勘案したところ、職員の給与等については、次のとおり措置する必要があると考える。

1 給与改定について

本委員会は、職員給与及び民間給与の実態調査の結果、月例給について職員給与が民間給与を下回ったとともに、特別給についても職員の年間支給月数が民間の年間支給割合を下回ったこと、並びに国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、諸事情を総合的に勘案し、職員の給与については、国、他の都道府県及び民間の給与水準に均衡させるとともに、社会一般の情勢に適応するよう次のとおり取り扱う必要があると判断した。

(1) 給料表

給料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定すること。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行うこと。

(2) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定すること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.05月分引き上げて4.45月分とすること。

支給月数の引上げ分は、本年度については12月期の勤勉手当を0.05月分引き上げ、平成31年度以降においては6月期及び12月期の勤勉

手当が均等になるよう配分すること。

再任用職員、大学の学長並びに一般職の任期付研究員及び任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行うこと。

このほか、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分すること。

(4) 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告に準じて改定すること。

(5) その他の課題

家畜保健衛生所など高い専門性と技術力を要し相当程度独立して権限を行使する獣医師の業務については、他の都道府県との均衡や勤務環境の変化等を考慮し、特殊性・専門性に応じた処遇の在り方を検討する必要がある。

2 公務運営に関する課題について

(1) 働き方改革と勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正及び仕事と生活の調和の推進

時間外勤務の縮減を始めとする長時間労働の是正については、職員の心身の健康保持、仕事と生活の調和の推進、公務能率の向上等を図る上で重要な課題であり、本委員会においても、従来よりその必要性を指摘してきた。

今年「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、国家公務員についても超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることとする等、官民ともに長時間労働を是正することが求められており、地方公務員についても、その必要性を改めて認識することが重要である。また、優秀な人材の確保、女性職員の活躍推進の観点からも、仕事と生活の調和が実現できる魅力ある勤務環境の実現が求められているところである。

各任命権者においては、長時間労働を是正するため、これまでノー残業デーを始めとする時間外勤務の縮減や休暇取得促進を図る各種

の取組を実施してきた。長時間の時間外勤務を行った職員数や年次有給休暇の取得状況については改善傾向が見られることから、引き続き取組を推進していくことが重要である。

現在、知事部局等で運用されている勤務管理システムは職員の勤務状況等を把握する有効な手段であり、管理監督者にはシステムで得られたデータ等から時間外勤務の要因を分析し、より効果的な縮減の取組を検討し実施していくことが求められる。

システムの導入・稼働が予定されている任命権者についても、同様の視点でデータを活用していくことの重要性を管理監督者へ周知する必要がある。

また、職員一人一人が、時間外勤務が必要な際には事前命令を受けられることを徹底するとともに、業務に当たっては常に業務の改善・効率化についての視点を持ち、管理監督者とこれらの情報を共有することが大切である。

他方、各任命権者は、組織全体として時間外勤務の生じる要因の分析やこれまでの取組の検証を行い、業務の取捨選択や優先順位の明確化、業務プロセスの改善、繁忙期における業務支援等による業務の平準化と併せて、必要に応じて関係機関にも協力を求めながら業務改善への取組を進めるほか、業務実態に応じた適正な人員配置などに取り組むことが求められる。また、宿日直等の勤務体制や休憩時間の付与等についても、適切な管理に努める必要がある。

学校における長時間勤務の問題については、本委員会は今までも改善を求めてきたところであり、平成29年12月には文部科学省が「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめている。本県では、県立学校において出退勤時間を把握する取組が行われており、その中で長時間勤務の主な要因として部活動指導が挙げられている。現在、勤務管理システム導入等の取組も進められていることから、引き続き教職員の長時間勤務の実態を把握し、要因となっている業務について早急に改善していく必要がある。

仕事と生活の調和を図る上では、長時間労働の是正だけでなく、育児や介護に係る支援制度が適切に活用されることも重要である。これまでも各任命権者において様々な取組が進められてきたところであるが、引き続き、育児休暇や介護休暇等の取得しやすい職場環境づくりに向け、制度の周知や管理監督者等の意識改革に取り組む必要がある。

一部の任命権者において導入されている時差出勤制度は、利用率も高い状況にあり、今後ともテレワークをはじめとする多様な働き方を選択できる環境の構築を進めていく必要がある。

また、近年、赴任に際し転居を必要とする職員の住居の確保が困難となっている状況が見られる。行政サービスを適切に提供するためには、職員を適正に配置することが求められることから、老朽化した職員住宅の改修等に取り組む必要がある。

イ 心身の健康管理

職員の心身の健康管理は、健康の保持・増進の観点はもとより、公務遂行能力の維持向上の観点からも重要な課題である。

心の健康については、精神性疾患が病気休職の理由として高い割合を示していることから、本委員会は今までもその対策について指摘してきたところである。心の健康を害する要因は、仕事、職場生活、家庭、地域等に存在し、複合的なものと考えられるが、職場におけるメンタルヘルスケアを積極的に実施することにより、メンタルヘルス不調を未然に防止することが重要である。任命権者、管理監督者においては、職員のメンタルヘルスに対する理解を深めるための研修の実施や職場環境の改善等に組織的かつ計画的に取り組むとともに、職員自身のストレスへの気付き等を通じて、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的とするストレスチェックの受検率の向上に努める必要がある。

また、心の病で休職した職員を対象とした復職試行や勤務軽減措置についても、これまでの取組を検証して更なる充実を図るととも

に、復職後の状況把握や職務遂行能力の回復支援等といったフォローアップや再発防止策にも取り組む必要がある。

なお、法令で義務付けられている長時間の時間外勤務を行った職員を対象とした医師による面接指導については、各任命権者とも依然として実施率が低い状況にある。長時間労働によって過労死のリスクが高まることなど心身に与える影響について、管理監督者及び職員に周知し、実施率の向上を図る必要がある。

職場におけるハラスメントは、職員の人格や尊厳を傷つける行為であり、勤労意欲の低下や心の健康に悪影響を及ぼし、職場環境の悪化や公務能率の低下にもつながるものである。セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等を防止するためにも、職員一人一人が自らの言動を省み、高い倫理感を持って職務を遂行することが重要である。

各任命権者においては、ハラスメントに対する理解を深めるための研修等による意識啓発や相談窓口の周知等、発生防止や相談体制の充実に引き続き取り組み、良好な職場環境の確保に努める必要がある。

(2) 人材の確保及び育成

ア 人材の確保

少子高齢化が進行するとともに行財政改革が求められる中で、高度・複雑化する県民ニーズに対応していくためには、県職員として優れた資質や高い能力を有する人材を継続的に確保していくことが重要である。

しかしながら、近年、職員採用試験の受験者数が減少傾向を示しており、特に一部の技術系職種においては、景気回復及び人手不足による民間企業の採用拡大等もあり、必要な数の人材確保が厳しい状況が続いている。

こうした状況から、本委員会においても今年度から任命権者と連携し、事務系・技術系職員採用ガイダンスを開催し、幅広い業務に

携わることができるという県ならではの仕事の魅力をアピールするなど、受験者確保等の取組を強化しているところである。各任命権者においても、インターンシップ等を活用し、県職員の仕事の内容と魅力、「働きがい」を積極的に発信していくことが求められる。

また、新規採用者数は退職者数等によって増減するが、年度によって大幅に変動すると、職員の年齢構成に偏りが生じ、計画的な人事配置・人材育成が困難となることから、継続的な組織運営に支障が生じるおそれがある。このため、各任命権者においては、真に必要な規模の新規採用を計画的に継続していくよう努める必要がある。

イ 人材の育成

高度・複雑化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、常に職員の能力向上を図る取組を行うことが重要である。人材の育成については、各任命権者における人材育成基本方針に基づき、自己啓発を中心とした能力開発を基本に、各種職員研修を通して職員の職務遂行能力向上を図っていく必要がある。

女性職員の登用拡大については、各任命権者において、特定事業主行動計画を策定し、数値目標を掲げ取り組んでいるところであるが、引き続き積極的な登用、職域拡大等を図るとともに、働きやすい環境の整備に努め、意欲と能力のある女性を活用する必要がある。

ウ 能力及び実績に基づく人事管理の推進

各任命権者においては、能力及び実績に基づく人事管理の徹底等を図るため、地方公務員法に基づき、人事評価を実施しているところである。引き続き評価者研修の充実等により評価能力の向上を図るとともに、評価者と被評価者との面談等を通じて、人事評価制度の趣旨及び目的が十分に共有されるように努め、その評価結果についても、人事管理の基礎として適切に活用していく必要がある。

エ 会計年度任用職員制度の導入

平成29年5月、地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化並びに会計年度任用職員制度の創

設が盛り込まれた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、平成32年4月1日から施行されることとなっている。

各任命権者においては、国からの事務処理マニュアル等を踏まえ、法の趣旨に沿った制度の構築を行っているところであるが、円滑な導入に向けて、準備を進めていく必要がある。

(3) 定年の引上げをめぐる動向

人事院は、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げることが必要であるとして、本年8月、国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。また、この中で、役職定年制、60歳を超える職員の給与等について考えを示したところである。

現在、本県においては、再任用制度によって雇用と年金の接続を図っているところであるが、各任命権者においては、引き続き、定年退職する職員の希望、意欲、能力、適性等に応じ、その職員が培ってきた専門的知識や経験を活用し得るポストへの配置に努めるとともに、定年の引上げについて、国の動向、他の地方公共団体の取組等を注視していく必要がある。

(4) 服務規律の徹底

本年はコンプライアンス、公務員倫理の問題が大きく取り上げられた年となった。言うまでもなく、県行政を円滑に推進する上で県民の信頼は不可欠であり、その信頼を保持するためには、職員一人一人が県民全体の奉仕者であることを勤務時間の内外を問わず常に自覚し、県民の信頼に応えるべく、高い使命感をもって職務に精励することが肝要である。

本委員会は、これまでも職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、依然として一部の職員による不祥事が発生している状況にあり、これは、県民の県行政に対する信頼を大きく損なうも

のである。

各任命権者においては、従来から職員に対する注意喚起、研修の実施等に取り組んできたところであるが、改めてこれまでの取組の効果を検証の上、不祥事の根絶に向け、職員に対してコンプライアンスを徹底させるとともに、綱紀の粛正に万全を期し、県民の信頼に応えることが重要である。

3 勧告実施の要請について

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な職員の給与水準を確保するとともに、人材の確保や組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的かつ安定的な運営に寄与するものである。

近年、行政需要が高度・複雑化する中、職員においては、県民の安全・安心の確保を始め、様々な分野で日々職務に精励しており、給与をはじめとする勤務条件は、そのような職員の努力や実績に的確に報いる必要がある。

議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）を改正することを勧告する。

1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額
の限度を414,800円とすること。

イ 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,400円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,400円（勤務時間が通常勤務の日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ6,600円、11,100円）とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 平成30年12月期の支給割合

a b及びc以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあっては、0.475

月分) とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあっては、0.575月分） とすること。

c 大学の学長

期末手当の支給割合を1.7月分 とすること。

(イ) 平成31年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.725月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.45月分） とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.125月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.55月分） とすること。

c 大学の学長

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分 とすること。

2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分 とすること。

イ 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月

分とすること。

3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

ア 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(2)のウの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成31年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	

	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
再任 用職 員以 外の 職員	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
	74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
	75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
	76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				

	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600						
	95		295,200	343,100						
	96		295,600	343,500						
	97		295,800	343,700						
	98		296,100	344,100						
	99		296,500	344,500						
	100		296,900	344,800						
	101		297,100	345,100						
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第37条に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600	381,900	422,800
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	349,800	384,100	424,600
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	352,100	386,000	426,500
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	354,300	388,100	428,400
	5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	356,300	389,800	429,800
	6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	358,400	391,800	431,500
	7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	360,600	393,600	433,100
	8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,400	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,600	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	212,200	229,500	251,000	283,000	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	214,100	231,100	252,300	284,200	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	215,800	232,800	253,500	286,000	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	217,600	234,500	254,800	288,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	219,300	236,200	256,000	290,000	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	221,200	237,400	257,100	291,900	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	223,000	239,200	258,200	293,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	224,800	241,000	259,500	295,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	226,600	242,800	260,600	297,600	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	228,200	244,200	261,100	299,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	229,900	245,700	262,300	301,100	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	231,600	247,000	263,400	303,000	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	233,300	248,400	264,600	304,800	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	234,500	249,700	265,500	306,600	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	236,300	251,000	266,700	308,500	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	238,100	252,200	267,700	310,400	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	239,900	253,400	268,700	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200

	45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
	49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
	53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
	60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
	61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
	62	263,400	279,600	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300		
	63	264,500	281,200	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600		
	64	265,400	282,700	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
	65	266,500	284,100	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
	66	267,700	285,500	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	268,900	287,000	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
	68	270,000	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
	69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
	70	272,600	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
	71	274,000	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
	72	275,300	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
再任用職員以外の職員	73	276,500	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
	74	277,900	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
	75	279,300	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
	83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200				
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500				
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800				
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000				
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200				
94	300,600	324,200	350,600	384,200						
95	301,700	325,600	352,100	384,800						
96	303,000	326,900	353,600	385,300						

97	304,100	328,100	354,900	385,700						
98	305,300	329,400	356,100	386,100						
99	306,500	330,700	357,200	386,700						
100	307,700	332,000	358,400	387,200						
101	308,900	333,400	359,500	387,600						
102	309,900	334,300	360,600	388,100						
103	311,000	335,400	361,700	388,700						
104	312,000	336,600	362,900	389,200						
105	312,800	337,700	364,100	389,500						
106	313,400	338,800	364,600	389,900						
107	314,000	339,800	365,200	390,400						
108	314,700	340,900	365,800	390,700						
109	315,200	342,100	366,400	391,000						
110	315,700	343,100	366,900	391,500						
111	316,200	344,100	367,400	392,000						
112	316,800	345,000	367,900	392,500						
113	317,600	345,900	368,300	392,800						
114	318,300	346,800	368,700	393,300						
115	319,000	347,800	369,300	393,800						
116	319,700	348,800	369,800	394,300						
117	320,300	349,800	370,200	394,600						
118	321,100	350,300	370,700	395,100						
119	321,800	350,900	371,300	395,600						
120	322,600	351,500	371,800	396,100						
121	323,200	351,800	372,000	396,500						
122	323,500	352,200	372,500	397,000						
123	324,000	352,700	373,000	397,400						
124	324,500	353,100	373,400	397,900						
125	324,800	353,500	373,900	398,300						
126		353,900	374,400							
127		354,400	374,900							
128		354,800	375,400							
129		355,200	375,700							
130		355,600	376,200							
131		356,000	376,700							
132		356,400	377,200							
133		356,600	377,500							
134		357,100	378,000							
135		357,500	378,400							
136		357,800	378,800							
137		358,100	379,100							
138		358,500	379,600							
139		359,000	380,100							
140		359,500	380,600							
141		359,800	380,900							
142		360,300								
143		360,800								
144		361,300								
145		361,600								
再任用職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海 事 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	147,800	172,900	226,600	270,400	319,200	356,100	416,400
	2	148,800	175,200	228,800	272,200	321,200	358,400	418,900
	3	150,000	177,700	230,800	274,000	323,300	360,600	421,500
	4	151,000	180,000	232,900	275,800	325,400	363,100	424,000
	5	152,000	182,400	234,900	277,100	327,600	365,100	426,200
	6	153,300	184,900	236,900	279,000	329,500	368,200	428,600
	7	154,600	187,300	239,000	280,800	331,100	371,400	431,000
	8	155,900	189,900	241,100	282,600	332,800	374,300	433,400
	9	157,000	192,100	243,300	284,000	334,300	377,100	435,100
	10	158,500	194,500	245,200	286,500	336,600	380,200	437,200
	11	160,100	196,900	247,100	288,700	338,900	383,300	439,400
	12	161,600	199,400	249,000	290,900	341,400	386,300	441,600
	13	162,900	201,900	250,700	293,300	343,300	389,000	443,300
	14	164,400	204,500	252,600	295,900	345,600	391,700	445,500
	15	165,900	207,200	254,400	298,100	347,900	394,500	447,600
	16	167,500	209,800	256,300	300,500	350,300	397,200	449,800
	17	168,900	212,200	257,900	302,700	352,600	400,000	451,900
	18	170,600	214,900	259,800	304,900	355,100	402,000	454,200
	19	172,300	217,600	261,700	307,100	357,500	404,000	456,500
	20	174,000	220,300	263,600	309,200	359,900	406,000	458,700
	21	175,600	222,900	265,100	311,200	362,300	407,500	460,900
	22	177,600	224,500	266,700	312,400	364,700	409,400	462,700
	23	179,500	226,100	268,200	313,500	366,900	411,200	464,400
	24	181,400	227,700	269,600	314,700	369,200	413,200	466,100
	25	183,100	229,200	271,100	316,000	371,300	414,700	467,500
	26	184,900	230,600	272,700	317,400	373,700	416,200	468,800
	27	186,700	232,100	274,100	318,900	376,100	417,900	470,000
	28	188,500	233,400	275,600	320,500	378,400	419,600	471,100
	29	190,100	235,000	276,900	321,800	380,400	420,600	472,200
	30	192,200	235,800	278,300	323,400	382,500	422,200	473,200
	31	194,300	236,900	279,700	325,000	384,700	423,700	474,200
	32	196,400	238,000	280,900	326,700	386,800	425,300	475,400
	33	198,300	239,200	281,700	328,200	388,500	426,800	475,700
	34	200,200	240,100	283,100	329,800	390,100	428,100	476,700
	35	202,100	240,900	284,200	331,100	391,700	429,400	477,800
	36	204,000	241,800	285,500	332,600	393,500	430,600	478,900
	37	205,800	242,500	286,500	334,100	395,000	431,800	479,800
	38	207,400	243,300	287,700	335,700	396,400	432,800	480,700
	39	208,900	244,100	288,500	337,300	397,900	433,800	481,600
	40	210,500	245,000	289,500	338,700	399,400	434,800	482,500
	41	211,900	245,900	290,600	340,000	399,900	435,200	483,300
	42	213,400	246,800	291,500	341,300	401,200	435,800	484,000
	43	215,000	247,700	292,300	342,800	402,400	436,500	484,700
	44	216,600	248,600	293,000	344,300	403,800	437,200	485,400
	45	218,000	249,400	293,900	345,700	405,200	437,800	485,900
	46	219,200	250,300	295,100	347,100	406,600	438,100	486,500
	47	220,400	251,100	296,200	348,500	408,000	438,700	487,100
	48	221,700	252,000	297,500	349,900	409,300	439,200	487,700

再任用 職員以 外の職 員	49	223,100	252,400	298,900	350,700	410,600	439,500	488,000	
	50	224,300	253,100	300,000	352,100	411,500	440,200	488,600	
	51	225,200	253,700	301,100	353,400	412,400	440,900	489,300	
	52	226,300	254,100	302,000	354,800	413,300	441,600	489,800	
	53	227,600	254,300	303,000	356,100	413,500	442,200	490,300	
	54	228,900	254,700	304,000	357,500	413,900	442,900	491,000	
	55	230,100	255,100	305,100	358,800	414,400	443,600	491,300	
	56	231,300	255,800	306,000	360,200	414,900	444,200	491,900	
	57	232,400	256,100	307,100	360,800	415,300	444,600	492,400	
	58	233,600	256,800	308,100	362,000	415,500	445,300		
	59	234,800	257,200	309,200	363,100	416,100	446,000		
	60	236,000	257,800	310,300	364,400	416,500	446,700		
	61	237,200	258,400	311,000	365,500	416,800	447,100		
	62	238,300	258,800	311,700	366,100	417,400	447,400		
	63	239,200	259,300	312,500	366,600	418,000	447,700		
	64	240,300	259,800	313,300	367,200	418,600	448,000		
	65	240,900	260,200	313,600	367,600	419,200	448,200		
	66	241,900	260,600	314,300	368,100	419,800	448,500		
	67	242,700	260,800	314,800	368,600	420,300	448,800		
	68	243,700	261,300	315,400	369,100	420,900	449,100		
	69	244,400	261,600	316,100	369,300	421,500	449,300		
	70	245,200			369,600	422,000	449,600		
	71	245,900			370,000	422,600	449,900		
	72	246,800			370,300	423,200	450,100		
	73	247,600			370,800	423,700	450,300		
	74	248,300			371,000	424,300			
	75	248,800			371,500	424,800			
	76	249,400			371,900	425,400			
	77	249,700			372,200	425,900			
	78	250,000			372,700	426,500			
	79	250,600			373,200	427,200			
	80	251,300			373,700	427,800			
	81	251,700			374,200	428,100			
	82	252,000			374,600	428,700			
	83	252,200			375,100	429,400			
	84	252,700			375,600	430,000			
	85	253,000			376,000	430,400			
	86				376,500	430,900			
	87				376,900	431,600			
	88				377,400	432,300			
	89				377,900	432,500			
	90				378,400				
	91				378,900				
	92				379,400				
	93				379,700				
	94				380,100				
	95				380,600				
	96				381,000				
	97				381,500				
	98				381,800				
	99				382,300				
	100				382,700				
	101				383,300				
	再任用 職員		215,100	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	214,600	275,300	322,500	406,000
	2	216,900	278,300	325,400	408,300
	3	219,100	281,100	328,500	410,700
	4	221,300	283,900	331,500	413,200
	5	223,400	286,700	334,700	415,300
	6	225,500	289,200	337,500	417,800
	7	227,700	291,400	340,100	420,000
	8	229,800	293,800	342,800	422,500
	9	232,100	296,400	345,800	424,200
	10	234,500	298,900	348,800	426,700
	11	236,900	301,300	351,900	429,000
	12	239,300	303,900	355,200	431,300
	13	241,400	306,200	358,000	432,700
	14	243,800	308,200	360,100	434,900
	15	246,200	310,300	362,400	437,100
	16	248,600	312,200	365,000	439,400
	17	250,600	314,400	367,300	441,500
	18	253,700	316,600	369,500	443,900
	19	256,800	318,600	371,800	446,200
	20	259,900	320,600	373,900	448,600
	21	262,800	322,600	375,900	450,700
	22	265,800	325,100	378,000	453,000
	23	268,700	327,700	380,100	455,400
	24	271,600	330,500	382,100	457,700
	25	274,400	332,500	383,500	459,700
	26	277,000	334,700	385,300	461,900
	27	279,500	336,900	387,100	464,000
	28	282,200	339,400	389,000	466,200
	29	285,000	341,800	390,900	468,300
	30	287,400	344,000	392,600	470,600
	31	289,600	346,100	394,300	472,800
	32	292,000	348,000	396,000	474,900
	33	294,300	350,000	397,600	476,800
	34	296,500	352,300	399,400	478,900
	35	299,000	354,600	400,900	481,200
	36	301,300	356,800	402,700	483,400
	37	303,800	358,400	403,800	485,500
	38	305,500	360,400	405,400	487,500
	39	307,200	362,500	406,900	489,400
	40	308,900	364,400	408,400	491,300
	41	310,800	366,300	409,300	493,300
	42	311,500	368,200	410,900	495,200
	43	312,400	370,000	412,400	496,900
	44	313,300	371,800	414,000	498,800

	45	314,200	373,600	415,300	500,700
	46	315,300	375,400	416,900	502,500
	47	316,200	376,900	418,300	504,300
	48	317,300	378,700	419,900	506,200
	49	318,200	380,200	421,300	507,900
	50	319,300	381,800	422,600	509,600
	51	320,200	383,400	423,900	511,400
	52	321,100	385,100	425,200	513,300
	53	322,300	386,200	425,900	514,900
	54	323,300	387,700	426,900	516,500
	55	324,300	389,100	427,800	518,200
	56	325,300	390,700	428,700	519,800
	57	326,000	392,000	429,600	521,400
	58	327,100	393,400	430,500	522,700
	59	328,200	394,700	431,400	524,000
	60	329,200	396,200	432,300	525,200
	61	330,200	397,500	433,200	526,400
	62	331,200	398,900	434,100	527,400
	63	332,300	400,400	435,100	528,400
	64	333,400	401,900	436,200	529,400
	65	334,100	402,900	437,100	530,000
	66	335,200	404,000	438,100	530,900
	67	335,900	405,000	439,100	531,800
	68	337,000	406,100	440,000	532,700
	69	337,600	407,100	441,000	533,600
	70	338,700	408,000	442,000	534,400
	71	339,600	408,800	442,900	535,100
	72	340,700	409,600	443,900	535,600
	73	341,000	410,400	444,900	536,300
	74	342,000	411,300	445,800	536,800
再任用	75	343,000	412,100	446,700	537,600
職員以	76	344,000	412,900	447,700	538,200
外の職	77	345,000	413,600	448,500	538,700
員	78	346,000	414,000	449,000	
	79	346,900	414,300	449,700	
	80	347,800	414,600	450,300	
	81	348,800	414,900	451,100	
	82	349,800	415,200	451,800	
	83	350,800	415,400	452,100	
	84	351,800	415,700	452,700	
	85	352,400	416,000	453,100	
	86	353,000	416,300	453,400	
	87	353,600	416,600	453,700	
	88	354,200	416,900	454,000	
	89	354,800	417,100	454,300	
	90	355,200	417,400		
	91	355,600	417,700		
	92	356,100	418,000		

93	356,600	418,200		
94	357,000	418,500		
95	357,500	418,800		
96	358,000	419,100		
97	358,600	419,300		
98	359,100	419,600		
99	359,500	419,900		
100	360,000	420,100		
101	360,400	420,300		
102	360,900	420,600		
103	361,200	420,900		
104	361,700	421,100		
105	362,200	421,300		
106	362,600			
107	363,100			
108	363,600			
109	364,000			
110	364,500			
111	365,000			
112	365,400			
113	365,800			
114	366,200			
115	366,700			
116	367,100			
117	367,500			
118	367,900			
119	368,400			
120	368,800			
121	369,100			
122	369,500			
123	370,000			
124	370,300			
125	370,700			
126	371,200			
127	371,700			
128	372,100			
129	372,500			
特1				706,000
特2				761,000
特3				818,000
特4				895,000
特5				965,000
再任用 職員	282,800	293,800	315,700	399,700

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の特1号給から特5号給までは、学長のみに適用する。

教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	202,300	262,400	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	264,900	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	267,200	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	269,500	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	272,000	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	274,400	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	276,600	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	278,800	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	281,000	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	283,300	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	285,700	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	287,900	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	290,300	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	292,400	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	294,300	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	296,300	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	298,400	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	300,900	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	303,400	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	306,100	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	308,300	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	310,900	372,700	454,000
	23	201,900	246,900	313,200	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	315,900	376,400	457,600
	25	205,100	252,100	318,500	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	320,800	379,500	460,900
	27	208,300	257,100	323,200	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	325,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	327,600	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	329,600	386,900	466,800
	31	214,800	266,600	331,800	388,800	468,100
	32	216,500	268,800	334,000	390,800	469,400
	33	218,000	270,900	335,800	392,500	470,600
	34	219,800	273,100	337,900	394,200	471,300
	35	221,600	275,300	340,000	395,800	472,000
	36	223,400	277,300	342,000	397,600	472,700
	37	224,900	279,600	344,100	398,800	473,300
	38	226,700	281,600	346,200	400,300	
	39	228,500	283,500	348,400	401,700	
	40	230,300	285,500	350,500	403,100	
	41	232,000	287,300	352,400	404,800	
	42	233,700	289,700	354,500	406,200	
	43	235,300	292,000	356,400	407,500	
	44	236,900	294,500	358,500	409,000	
	45	238,300	296,500	360,300	410,600	
	46	239,700	299,000	362,300	411,900	
	47	241,000	301,300	364,200	413,400	
	48	242,200	304,000	366,200	415,000	

	49	243,600	306,400	367,800	416,700
	50	245,100	308,800	369,600	418,100
	51	246,300	311,300	371,500	419,700
	52	247,800	313,600	373,500	421,200
	53	249,000	315,800	375,300	422,900
	54	250,200	318,000	377,100	424,400
	55	251,600	320,100	378,900	426,000
	56	252,700	322,300	380,600	427,600
	57	254,000	324,200	382,100	429,100
	58	255,100	326,300	383,700	430,600
	59	256,200	328,400	385,400	431,800
	60	257,400	330,400	387,100	433,000
	61	258,700	332,500	388,300	434,200
	62	259,800	334,600	389,700	435,500
	63	261,200	336,800	391,100	436,800
	64	262,300	339,000	392,400	438,000
	65	263,600	340,700	393,800	439,200
	66	265,100	342,900	395,000	440,400
	67	266,600	344,900	396,400	441,600
	68	268,300	347,100	397,800	442,800
	69	269,700	348,900	399,100	444,000
	70	271,100	350,800	400,400	445,200
	71	272,500	352,800	401,800	446,400
	72	273,900	354,800	403,100	447,600
	73	275,000	356,400	404,400	448,700
	74	276,400	358,300	405,800	449,300
再任用 職員以 外の職 員	75	277,800	360,100	407,200	449,800
	76	279,000	362,000	408,500	450,300
	77	280,200	363,800	409,700	450,800
	78	281,400	365,500	410,900	
	79	282,600	367,200	412,200	
	80	283,800	368,800	413,600	
	81	284,900	370,300	414,900	
	82	286,100	371,800	416,100	
	83	287,300	373,300	417,100	
	84	288,500	374,700	418,300	
	85	289,500	375,800	419,500	
	86	290,600	377,200	420,700	
	87	291,600	378,600	421,900	
	88	292,800	379,900	422,900	
	89	293,900	381,200	424,000	
	90	295,000	382,500	425,000	
	91	296,200	383,700	426,000	
	92	297,400	385,000	427,000	
	93	297,900	386,300	427,900	
	94	298,900	387,400	428,700	
	95	300,000	388,700	429,500	
	96	301,200	389,900	430,300	
	97	302,200	391,300	431,100	
	98	303,300	392,300	431,500	
	99	304,300	393,400	431,900	
	100	305,400	394,400	432,300	
	101	306,300	395,300	432,700	
	102	307,400	396,300	433,000	
	103	308,500	397,400	433,300	
	104	309,500	398,500	433,600	

105	310,100	399,200	433,900		
106	311,000	400,100	434,200		
107	311,800	401,000	434,500		
108	312,600	401,900	434,700		
109	313,500	402,700	434,900		
110	313,900	403,600	435,200		
111	314,300	404,400	435,500		
112	314,800	405,200	435,700		
113	315,400	405,800	435,900		
114	315,800	406,500	436,200		
115	316,300	407,200	436,500		
116	316,800	407,900	436,700		
117	317,400	408,500	436,900		
118	317,900	409,000			
119	318,300	409,400			
120	318,800	409,800			
121	319,300	410,200			
122	319,700	410,500			
123	320,200	410,800			
124	320,700	411,000			
125	321,300	411,200			
126	321,600	411,500			
127	321,900	411,800			
128	322,200	412,000			
129	322,400	412,200			
130	322,700	412,500			
131	323,000	412,800			
132	323,300	413,000			
133	323,500	413,200			
134	323,700	413,500			
135	323,900	413,800			
136	324,200	414,000			
137	324,500	414,200			
138	324,700	414,500			
139	325,000	414,800			
140	325,300	415,000			
141	325,500	415,200			
142	325,700	415,500			
143	326,000	415,800			
144	326,200	416,000			
145	326,500	416,200			
146	326,700				
147	327,000				
148	327,300				
149	327,500				
150	327,700				
151	328,000				
152	328,300				
153	328,500				
再任用 職員	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	173,900	262,400	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	264,900	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	267,200	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	269,500	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	272,000	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	274,400	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	276,600	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	278,800	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	281,000	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	283,300	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	285,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	287,900	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	290,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	292,400	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	294,300	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	296,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	298,400	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	300,900	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	303,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	306,100	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	308,300	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	310,900	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	313,200	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	315,900	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	318,500	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	320,800	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	323,200	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	325,400	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	327,600	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	329,600	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	331,800	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	334,000	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	335,800	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	337,900	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	340,000	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	342,000	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	344,000	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	345,900	370,000	
	39	227,700	257,100	347,900	371,300	
	40	229,400	259,400	349,800	372,900	
	41	231,000	262,000	351,300	374,000	
	42	232,700	264,400	353,100	375,400	
	43	234,300	266,600	354,700	376,800	
	44	235,900	268,800	356,400	378,300	
	45	237,600	270,900	358,200	379,700	
	46	239,100	273,100	359,900	381,300	
	47	240,400	275,300	361,200	382,900	
	48	241,800	277,300	362,800	384,400	
	49	243,000	279,600	364,000	385,800	
	50	244,400	281,600	365,500	387,300	
	51	245,900	283,500	367,100	388,800	
	52	247,100	285,500	368,700	390,200	

	53	248,200	287,300	370,100	391,400
	54	249,600	289,700	371,600	392,700
	55	250,800	292,000	373,100	393,800
	56	252,000	294,500	374,600	394,900
	57	253,200	296,500	376,100	396,300
	58	254,400	299,000	377,500	397,500
	59	255,500	301,300	378,900	398,700
	60	256,700	304,000	380,200	400,000
	61	258,100	306,400	381,100	401,200
	62	259,100	308,800	382,300	402,200
	63	260,300	311,300	383,500	403,600
	64	261,200	313,600	384,600	404,900
	65	262,200	315,800	385,500	406,100
	66	263,600	318,000	386,700	407,200
	67	265,000	320,100	387,700	408,400
	68	266,400	322,300	388,800	409,500
	69	268,000	324,200	390,000	410,500
	70	269,500	326,300	391,000	411,700
	71	271,000	328,400	392,100	412,900
	72	272,400	330,400	393,300	414,100
	73	273,400	332,500	394,300	414,700
	74	274,600	334,600	395,400	415,500
再任用 職員以 外の職 員	75	275,900	336,800	396,500	416,200
	76	277,100	339,000	397,600	416,700
	77	278,300	340,700	398,500	417,000
	78	279,400	342,600	399,400	417,400
	79	280,600	344,300	400,400	417,800
	80	281,800	346,100	401,400	418,200
	81	283,000	347,900	402,200	418,500
	82	283,900	349,700	403,000	418,900
	83	285,100	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000
	89	290,800	360,000	408,000	421,300
	90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900	
92	293,400	364,100	409,900	422,100	
93	293,700	365,600	410,300	422,300	
94	294,400	366,900	410,700		
95	295,100	368,200	411,000		
96	295,900	369,400	411,300		
97	296,700	370,400	411,600		
98	297,500	371,400	411,900		
99	298,300	372,400	412,200		
100	299,000	373,400	412,400		
101	299,900	374,300	412,600		
102	300,400	375,300	412,900		
103	300,900	376,300	413,200		
104	301,400	377,300	413,400		
105	301,600	378,100	413,600		
106	302,000	379,000	413,900		
107	302,300	379,900	414,200		
108	302,500	380,900	414,400		

109	302,700	381,700	414,600		
110	302,900	382,700	414,900		
111	303,200	383,700	415,200		
112	303,500	384,700	415,400		
113	303,700	385,300	415,600		
114	303,900	386,200	415,900		
115	304,100	387,100	416,200		
116	304,400	388,000	416,400		
117	304,700	388,800	416,600		
118	305,000	389,500			
119	305,300	390,300			
120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			
122	306,000	392,500			
123	306,200	393,200			
124	306,500	393,900			
125	306,800	394,500			
126		395,200			
127		395,700			
128		396,300			
129		397,000			
130		397,600			
131		398,100			
132		398,600			
133		398,900			
134		399,200			
135		399,500			
136		399,800			
137		400,100			
138		400,400			
139		400,700			
140		401,000			
141		401,300			
142		401,600			
143		401,900			
144		402,200			
145		402,400			
146		402,700			
147		403,000			
148		403,200			
149		403,400			
150		403,700			
151		404,000			
152		404,200			
153		404,400			
154		404,700			
155		405,000			
156		405,200			
157		405,400			
再任用 職員	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	144,300	194,000	280,200	331,500	388,800
	2	145,400	196,600	282,600	333,700	391,700
	3	146,600	199,000	285,000	335,900	394,300
	4	147,700	201,400	287,400	337,900	397,100
	5	148,800	203,900	289,700	339,700	399,200
	6	150,100	206,200	291,900	341,800	401,900
	7	151,400	208,500	293,900	343,900	404,600
	8	152,700	210,700	295,900	345,900	407,300
	9	153,800	212,800	298,000	347,600	409,800
	10	155,500	215,100	300,600	349,600	412,400
	11	157,100	217,600	303,200	351,700	415,100
	12	158,700	219,900	306,000	353,600	417,900
	13	160,200	221,900	308,100	355,600	420,500
	14	162,100	224,300	310,700	357,500	423,200
	15	164,000	226,700	313,200	359,300	426,000
	16	166,000	229,100	316,000	361,200	428,700
	17	167,800	231,300	318,600	362,900	431,200
	18	170,000	234,100	320,800	364,800	433,800
	19	172,200	237,000	323,000	366,500	436,300
	20	174,300	239,900	325,100	368,500	438,900
	21	176,500	242,400	327,300	370,000	441,400
	22	178,900	245,100	329,300	372,000	444,000
	23	181,200	247,600	331,300	373,700	446,600
	24	183,500	250,300	333,300	375,600	449,100
	25	185,600	253,000	335,200	377,000	451,300
	26	187,800	255,400	337,100	378,700	453,600
	27	189,900	257,700	338,900	380,600	456,100
	28	192,000	259,900	340,700	382,500	458,600
	29	194,100	262,500	342,600	384,200	461,100
	30	195,700	264,700	344,300	386,100	463,600
	31	197,500	266,600	345,800	388,000	466,100
	32	199,200	268,700	347,500	389,900	468,600
	33	201,000	270,400	348,700	391,500	470,900
	34	202,900	272,400	350,100	393,300	473,300
	35	204,800	274,500	351,400	394,900	475,700
	36	206,700	276,400	352,900	396,700	478,200
	37	208,200	278,300	354,100	397,900	480,600
	38	210,100	279,800	355,500	399,400	483,100
	39	212,000	281,000	356,700	400,800	485,500
	40	213,900	282,500	358,100	402,200	488,000
	41	215,700	283,900	358,800	403,600	490,300
	42	217,600	284,800	359,900	404,900	492,500
	43	219,500	285,800	361,100	406,400	494,700
	44	221,400	286,800	362,200	408,000	496,900

	45	223,100	287,500	363,300	409,400	498,600
	46	225,000	288,700	364,500	410,600	500,100
	47	226,800	289,900	365,800	412,200	501,700
	48	228,600	291,100	366,900	413,800	503,200
	49	230,300	292,400	368,000	415,100	504,900
	50	232,100	293,700	369,300	416,500	506,300
	51	233,800	294,800	370,600	418,000	507,700
	52	235,500	295,900	371,900	419,400	509,200
	53	236,900	297,100	372,600	420,800	510,300
	54	238,700	298,300	373,600	422,200	511,500
	55	240,400	299,600	374,500	423,600	512,700
	56	242,000	300,700	375,500	425,000	513,900
	57	243,200	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	244,400	302,600	377,100	427,400	515,800
	59	245,400	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	246,500	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	247,600	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	248,700	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	249,600	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	250,700	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	251,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	252,900	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	254,000	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	254,900	312,900	384,600	436,800	524,400
再任用	69	255,800	313,900	385,200	437,200	525,100
職員以	70	257,200	314,900	385,900	437,800	525,900
外の職	71	258,700	316,000	386,600	438,300	526,700
員	72	260,000	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	261,400	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	262,800	318,600	388,600		
	75	264,200	319,700	389,200		
	76	265,300	320,800	389,900		
	77	266,400	321,900	390,600		
	78	267,600	322,900	391,200		
	79	268,900	323,800	391,800		
	80	270,000	324,700	392,400		
	81	271,200	325,800	393,000		
	82	272,500	326,600	393,600		
	83	273,800	327,300	394,200		
	84	275,000	328,100	394,800		
	85	276,100	328,600	395,300		
	86	277,200	329,100	395,800		
	87	278,500	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		
	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			
	93	284,800	332,200			
	94	285,800	332,600			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			

	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用 職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700
	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500

	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
再任用 職員以 外の職 員	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700

	45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
再任用 職員以 外の職 員	57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
	67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600		
	68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200		
	69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600		
	70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100		
	71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600		
	72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100		
	73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700		
	74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300			
	87		289,700	325,600	346,600			
	88		289,900	326,000	346,900			
	89		290,300	326,400	347,300			
	90		290,500	326,800	347,600			
	91		290,700	327,200	348,000			
	92		290,900	327,600	348,300			
	93		291,300	327,900	348,700			
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			

	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700
	41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200
	42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700
	43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200
	44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500

	45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000
	49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300
	60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
	67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
	94	281,900	315,000	348,400	366,400		
	95	282,800	315,700	349,100	366,800		
	96	283,800	316,300	349,700	367,100		

再任用
職員以
外の職
員

97	284,400	317,000	350,100	367,700
98	285,200	317,300	350,500	368,200
99	285,800	317,900	351,000	368,700
100	286,700	318,600	351,400	369,200
101	287,500	319,000	351,900	369,800
102	288,300	319,600	352,300	370,300
103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		
144	303,200	334,300		
145	303,400	334,600		
146	303,600	335,000		
147	303,900	335,400		
148	304,300	335,800		

	149	304,500	336,100				
	150	304,700	336,500				
	151	305,000	336,900				
	152	305,300	337,300				
	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	396,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	330,000
2	366,000
3	394,000

別記第3

第7条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 144,100	円 194,000	円 230,000	円 263,000	円 288,900	円 319,200	円 362,900	円 408,100	円 458,400

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての特定業務等従事任期付職員に適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、161,300円とする。

特定業務等従事任期付職員研究職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 144,300	円 194,000	円 280,200	円 331,500	円 388,800

備考1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、164,000円とする。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表 (1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 247,900	円 333,100	円 397,900	円 471,700

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表 (2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	円 149,000	円 186,900	円 222,100	円 248,100	円 279,900	円 327,000	円 371,100

備考1 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、209,000円とする。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表 (3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	円 163,000	円 190,500	円 238,500	円 261,100	円 285,900	円 330,100

備考1 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、208,100円とする。

(別紙 1)

人事院の報告及び勧告の骨子

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率88.2%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16%〔行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳〕
〔俸給 583円 はね返し分(注) 72円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月(公務の支給月数 4.40月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策的に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができるとし、事後的な検証を義務付け
- ・1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上職員が年5日以上年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

(別紙 2)

定年を段階的に65歳に引き上げる
ための国家公務員法等の改正に
ついての意見の申出の骨子

定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

- 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入

- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額が60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係

平成30年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数	2
第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布	3
第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	4
第4表 職員の平均給与月額	4
第5表 職員の適用給料表別給与支給状況	5
第6表 職員の扶養親族数別人員	6
第7表 職員の住居手当の支給状況	6
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況	6
第9表 職員の通勤手当の支給状況	7
第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移	7
第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布	8
第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員分布	40

2 民間給与関係

平成30年職種別民間給与実態調査の概要	41
第13表 産業別、企業規模別調査事業所数	42
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	42
第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	43
第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	58

3 標準生計費及び労働経済指標

第17表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成30年4月分）	59
第18表 労働経済指標	60

1 職員給与関係

平成30年職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与制度を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査対象

次の条例の適用を受ける常勤職員で、平成30年4月1日に在職する者とした。ただし、休職者、派遣職員、停職者、育児休業中の職員等を除く。

- (1) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）
- (2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）
- (3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）

なお、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける常勤職員はいなかった。

3 調査時期

平成30年4月1日現在

4 調査事項

- (1) 在勤公署等に関する事項
- (2) 職員の経歴等に関する事項
- (3) 諸手当等に関する事項
- (4) 給与等の支給状況に関する事項
- (5) 採用者数等に関する事項
- (6) 再任用職員の各給料表の級別人員分布に関する事項

第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数

(職員給与等実態調査)

職務の種類	職員の例	区分 給料表	職 員 数				平均年齢		平均経験年数		平均扶養親族数	
			平成30年 4月	構成比	平成29年 4月	増減率	平成30年 4月	平成29年 4月	平成30年 4月	平成29年 4月	平成30年 4月	平成29年 4月
			人	%	人	%	歳	歳	年	年	人	人
全職員			20,060	100.0	19,939	0.6	41.8	41.6	19.1	19.0	1.1	1.2
行政職	行政職員	行政職	4,575	22.8	4,543	0.7	40.3	40.1	17.5	17.3	1.1	1.1
計			12,014	59.9	11,959	0.5	41.3	41.0	18.7	18.4	1.3	1.3
行政職	行政職員	行政職	4,213	21.0	4,182	0.7	40.5	40.4	17.6	17.5	1.1	1.1
公安職	警察官	公安職	2,740	13.7	2,733	0.3	38.5	38.3	17.2	17.0	1.7	1.7
海事職	船員	海事職	49	0.2	49	0.0	44.6	44.8	23.9	23.8	1.4	1.6
教育職	大学の教授、講師等	教育職(1)	120	0.6	124	△3.2	49.5	49.7	25.3	25.3	0.7	0.8
	高校・特別支援学校の教諭	教育職(2)	4,406	22.0	4,405	0.0	43.5	43.0	20.4	19.9	1.2	1.2
	小中学校の教諭	教育職(3)	34	0.2	12	183.3	43.8	44.1	21.0	21.3	1.7	1.8
研究職	農林水産工業関係研究員	研究職	212	1.1	214	△0.9	41.3	41.0	17.5	17.1	1.2	1.2
医療職	医師及び歯科医師	医療職(1)	20	0.1	20	0.0	48.7	48.9	22.8	23.2	1.5	1.1
	獣医師	医療職(2)	118	0.6	120	△1.7	41.3	41.3	16.6	16.3	0.9	0.9
	保健師	医療職(3)	88	0.4	85	3.5	39.6	39.9	17.0	17.3	0.5	0.5
特定任期付の職	特定任期付職員	条例第7条の第1項の給料表	1	0.0	1	0.0	*	*	*	*	*	*
一定期間の業務に従事する職	特定業務等従事任期付職員	特定業務等従事任期付職員行政職給料表	2	0.0	-	-	*	-	*	-	*	-
任期付の職	行政職員	行政職	10	0.0	13	△23.1	54.2	46.0	26.6	22.1	0.9	1.2
	大学の教授、講師等	教育職(1)	1	0.0	1	0.0	*	*	*	*	*	*
市町村立学校関係の職	計		8,046	40.1	7,980	0.8	42.6	42.6	19.8	19.8	1.0	1.0
行政職	行政職員	行政職	362	1.8	361	0.3	38.4	37.7	15.5	14.8	0.6	0.6
教育職	小中学校の教諭	教育職(3)	7,612	37.9	7,544	0.9	42.9	42.9	20.1	20.1	1.0	1.0
医療職	小中学校の栄養職員	医療職(2)	72	0.4	75	△4.0	34.1	33.4	11.9	11.2	0.4	0.4

- (注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。
 2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係で必ずしも計とは一致しない。
 3 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員の職である。
 4 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
 5 一定期間の業務に従事する職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第1項の規定により採用された職員の職である。
 6 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布

(平成30年職員給与等実態調査)

給料表 年齢 階層	全職員		県関係職員										市町村立学校関係職員										
	人	行政職	人	公安職	海事職	教育職1)	教育職2)	教育職3)	研究職	医療職1)	医療職2)	医療職3)	特別第7条第1項の給料表	特定業務等	行政職	教育職1)	行政職	教育職3)	行政職	教育職3)	医療職2)		
計	20,060	4,575	12,014	4,213	2,740	49	120	4,406	34	212	20	118	88	1	2	10	1	8,046	362	7,612	人	人	72
20歳未満	37	14	37	14	23	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	*	-	-	-	-	-	-
20歳以上 24歳未満	442	126	312	121	176	-	-	12	-	3	-	-	-	*	*	-	*	130	5	125	-	-	-
24歳以上 28歳未満	1,245	380	739	343	287	3	-	58	-	14	1	11	21	*	*	-	*	506	37	455	14	14	14
28歳以上 32歳未満	1,771	571	1,037	478	299	2	5	189	-	25	3	13	22	*	*	-	*	734	93	615	26	26	26
32歳以上 36歳未満	2,093	461	1,309	423	346	6	10	483	1	25	-	12	3	*	*	-	*	784	38	733	13	13	13
36歳以上 40歳未満	2,264	461	1,432	435	354	7	7	592	6	19	-	10	2	*	*	-	*	832	26	799	7	7	7
40歳以上 44歳未満	2,981	697	1,939	657	365	4	11	837	10	29	2	18	3	*	*	3	*	1,042	40	1,000	2	2	2
44歳以上 48歳未満	3,165	741	1,985	696	322	7	16	868	11	38	1	24	1	*	*	-	*	1,180	45	1,134	1	1	1
48歳以上 52歳未満	2,454	486	1,360	452	188	5	21	631	5	31	2	14	10	*	*	1	*	1,094	34	1,059	1	1	1
52歳以上 56歳未満	1,941	314	995	291	200	4	11	461	1	8	5	7	7	*	*	-	*	946	23	921	2	2	2
56歳以上 60歳未満	1,633	324	835	303	180	11	14	275	-	20	2	9	19	*	*	2	*	798	21	771	6	6	6
60歳以上	34	-	34	-	-	-	25	-	-	-	4	-	-	*	*	4	*	-	-	-	-	-	-

(注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係で必ずしも計とは一致しない。

3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(平成30年職員給与等実態調査)

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
		%	%	%	%	%	%	
全	職員	100.0	80.0	10.8	9.1	0.1	55.1	44.9
	行政職	100.0	76.3	13.1	10.5	0.1	63.0	37.0
県 関 係 職 員	計	100.0	79.2	5.6	15.1	0.1	66.2	33.8
	行政職	100.0	78.1	10.8	11.0	0.1	65.8	34.2
	公安職	100.0	52.7	0.8	46.3	0.3	93.0	7.0
	海事職	100.0	8.2	40.8	51.0	—	100.0	—
	教育職(1)	100.0	90.8	5.8	3.3	—	53.3	46.7
	教育職(2)	100.0	95.7	3.6	0.7	—	51.1	48.9
	教育職(3)	100.0	100.0	—	—	—	61.8	38.2
	研究職	100.0	96.7	0.5	2.4	0.5	75.9	24.1
	医療職(1)	100.0	100.0	—	—	—	75.0	25.0
	医療職(2)	100.0	91.5	6.8	1.7	—	44.1	55.9
	医療職(3)	100.0	98.9	1.1	—	—	10.2	89.8
	条例第7条第1項の給料表	100.0	*	*	*	*	*	*
	特定業務等従事任期付職員行政職	100.0	*	*	*	*	*	*
	行政職(任期付の職)	100.0	20.0	10.0	70.0	—	90.0	10.0
教育職(1)(任期付の職)	100.0	*	*	*	*	*	*	
関市町 係村 職立 員学校	計	100.0	81.2	18.6	0.2	—	38.6	61.4
	行政職	100.0	55.5	39.5	5.0	—	30.1	69.9
	教育職(3)	100.0	82.5	17.5	—	—	39.3	60.7
	医療職(2)	100.0	76.4	23.6	—	—	5.6	94.4

- (注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。
 2 構成比は、上記(注)1の「*」、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。
 3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
 4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第4表 職員の平均給与月額

(職員給与等実態調査)

給与種目	区分	職員全体 (各給料表適用職員)			行政職		
		平成30年4月	平成29年4月	増減率	平成30年4月	平成29年4月	増減率
全	計	円	円	%	円	円	%
	計	381,831	380,193	0.4	342,851	340,557	0.7
職	給料	347,924	347,079	0.2	311,097	310,043	0.3
員	扶養手当	11,899	10,820	10.0	10,749	9,808	9.6
	その他	22,008	22,294	△1.3	21,005	20,706	1.4
県 関 係 職 員	計	373,828	371,246	0.7	345,216	343,218	0.6
	給料	341,454	339,742	0.5	313,120	312,425	0.2
	扶養手当	12,932	11,734	10.2	11,133	10,202	9.1
	その他	19,442	19,770	△1.7	20,963	20,591	1.8
関市町 係村 職立 員学校	計	393,778	393,597	0.0	315,328	309,738	1.8
	給料	357,585	358,073	△0.1	287,559	282,452	1.8
	扶養手当	10,355	9,450	9.6	6,279	5,242	19.8
	その他	25,838	26,074	△0.9	21,490	22,044	△2.5

- (注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含めた額である。
 2 その他は、管理職手当、住居手当等である。
 3 内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第5表 職員の適用給料表別給与支給状況

(平成30年職員給与等実態調査)

区分	全職員										県関係職員										市町村立学校関係職員						
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
① 1人当たり給料月額	338,784	310,499	334,560	312,471	320,255	340,164	423,342	361,413	373,068	350,763	488,880	318,954	306,957	*	280,065	345,090	287,559	348,626	260,501	円	円	円	円	円	円	円	円
② 1人当たり給料の調整額	1,517	598	1,878	649	409	-	-	3,156	-	3,117	12,170	22,948	12,223	*	10,620	979	-	1,035	-	円	円	円	円	円	円	円	円
③ 1人当たり教職調整額	7,623	-	5,016	-	-	-	-	13,574	13,418	-	-	-	-	*	-	11,516	-	12,173	-	円	円	円	円	円	円	円	円
④ 1人当たり扶養手当月額	11,899	10,749	12,932	11,133	16,752	13,571	6,417	12,680	18,735	11,863	15,500	9,847	6,313	*	7,900	10,355	6,279	10,615	3,417	円	円	円	円	円	円	円	円
⑤ 1人当たりその他手当月額	22,008	21,005	19,442	20,963	15,381	20,767	14,083	18,140	12,962	21,421	46,480	36,387	20,537	*	8,530	25,838	21,490	26,095	20,529	円	円	円	円	円	円	円	円
⑥ 合計	381,831	342,851	373,828	345,216	352,797	374,502	443,842	408,963	418,183	387,164	981,352	388,136	346,030	*	307,115	393,778	315,328	398,544	284,447	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 1 1人当たり給料月額 (①)、1人当たり給料の調整額 (②) 及び1人当たり教職調整額 (③) は、切替に伴う差額を含めた額である。

2 1人当たりその他手当月額 (⑤) は、管理職手当、住居手当等である。

3 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

4 各区分欄の合計⑥は、四捨五入の関係で必ずしも①から⑤までの計とは一致しない。

5 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

6 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第6表 職員の扶養親族数別人員

(平成30年職員給与等実態調査)

扶養親族数	区分	該当職員数	うち扶養親族である		
			配偶者を有する者	子を有する者	うち配偶者、子以外の扶養親族を有する者
合計		9,954	3,800	8,880	639
1	人	2,743	709	1,762	272
2	人	3,210	898	3,126	141
3	人	2,523	1,141	2,515	101
4	人	1,143	778	1,142	75
5	人	266	213	266	35
6	人	57	49	57	11
7	人	8	8	8	3
8	人	2	2	2	0
9	人	1	1	1	1
10	人	1	1	1	0

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第7表 職員の住居手当の支給状況

(平成30年職員給与等実態調査)

区分	計	県関係職員	市町村立学校関係職員
受給者	6,902	4,348	2,554
手当月額11,000円未満の受給者	9	8	1
手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者	2,288	1,380	908
手当月額27,000円の受給者	4,605	2,960	1,645
手当受給者1人当たり平均手当月額	25,761	25,784	25,722

職員の家族・借間	受給者	計	県関係職員	市町村立学校関係職員
	手当受給者1人当たり平均手当月額	38	13,195	31
		円	円	円
		13,239	13,239	13,000

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成30年職員給与等実態調査)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上			
受給者数	110	9	27	165	11	2	-	4	21	349	48,287	

第9表 職員の通勤手当の支給状況

(平成30年職員給与等実態調査)

区 分	全 職 員		県 関 係 職 員		市 町 村 立 学 校 関 係 職 員	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
受 給 者	人 15,281	% 76.2	人 9,548	% 79.5	人 5,733	% 71.3
交通機関等利用者	1,888	9.4	1,820	15.1	68	0.8
交通用具使用者	13,312	66.4	7,673	63.9	5,639	70.1
交通機関等と交通用具の併用者	81	0.4	55	0.5	26	0.3
非 受 給 者	4,779	23.8	2,466	20.5	2,313	28.7
計	20,060	100.0	12,014	100.0	8,046	100.0
手当受給者1人当たり平均手当月額	円 8,353		円 9,504		円 6,436	
職員1人当たり平均手当月額	6,363		7,553		4,586	

(注) 1 受給者の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも「受給者」と一致しない。
2 受給者と非受給者の和は、四捨五入の関係で必ずしも計と一致しない。

第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経年数の推移

(職員給与等実態調査)

給与種目 年	平 均 給 与 月 額				指 数	対前年 増加率	平均年齢	平均経 年 数
	給 料	扶養手当	そ の 他	計				
	円	円	円	円		%	歳	年
平成22年	344,504	10,693	22,693	377,890	100.0	—	42.0	19.4
平成23年	352,599	10,585	22,614	385,798	102.1	2.1	41.8	19.2
平成24年	350,183	10,467	23,198	383,847	101.6	△0.5	41.6	19.0
平成25年	329,801	10,415	21,703	361,919	95.8	△5.7	41.5	18.9
平成26年	349,002	10,376	22,122	381,500	101.0	0.0	41.6	18.9
平成27年	349,972	10,240	22,138	382,350	101.2	0.2	41.6	18.9
平成28年	347,021	10,138	22,167	379,326	100.4	△0.8	41.5	18.8
平成29年	347,079	10,820	22,294	380,193	100.6	0.2	41.6	19.0
平成30年	347,924	11,899	22,008	381,831	101.0	0.4	41.8	19.1

(注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含めた額である。
2 その他は、管理職手当、住居手当等である。
3 各年の平均給与月額には、その年の給与勧告に基づく改定分は含まれていない。
4 指数とは、平成22年の「平均給与月額」・「計」を100としたものである。
5 対前年増加率とは、「平均給与月額」・「計」に係る対前年増加率である。
6 平成22年、平成23年及び平成25年の「平均給与月額」は、厳しい財政状況に対処するための臨時的、特例的措置で実施された条例による減額後の額である。
7 「平均給与月額」の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表（県関係職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）（平成30年職員給与等実態調査）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3		1							
4									
5	5	24							
6		11							4
7		9							1
8		4							2
9	14	27							1
10	1	19							
11		9							1
12	1	8							
13	13	1							4
14	2	2							1
15		15							2
16	1	5				1			1
17	12	14							
18	4	15							1
19		22						8	1
20	2	19						11	
21	7	29	1					5	1
22	4	14						3	
23	3	29	1					3	
24		19	1					1	
25	48	30	8					5	
26	11	21	5		1		1	4	
27	6	22	6	2				2	
28	1	29	5	1				2	
29	57	27	6	16				4	
30	18	19	3	14					
31	13	30	12	24			10	2	1
32	4	24	9	19			12	1	
33	52	28	6	29	2		6		
34	34	17	5	11	2		7	1	
35	13	36	11	28	1		4	2	
36	15	23	7	18	1	1	2	1	
37	33	25	11	28	2		3	1	
38	14	22	9	23	3		1		
39	11	41	17	34	4	1			
40	6	17	8	27	9				
41	21	27	20	47	9	2	1	1	1
42	12	12	13	26	11		1		
43	19	20	20	53	5		1		
44	8	15	13	31	7				
45	17	21	39	39	14			1	
46	13	6	25	26	6	1			
47	5	14	21	38	21	1	2		
48	4	12	12	28	16	1	1		
49	19	10	13	37	16	1			
50	3	9	11	29	11	2			
51	2	16	6	30	9	20			
52	4	10	5	21	18	18			
53	7	5	5	34	21	31			
54	4	6	3	18	17	20			
55	1	5	7	35	11	13			
56	3	7	6	29	20	22	1		
57	2	7	3	17	17	10	1		
58	2	2	3	21	12	12			
59	2	6	6	20	11	11			
60	1	2	4	13	20	10			
61	5	7	5	24	16	7	3		
62		3	2	15	15	6			
63		1	1	23	16	5			
64		1	2	8	9	3			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65	1	1	1	14	7	5			
66		2		8	28	7			
67		4		9	22	3			
68	1	1		6	21	4			
69		1	1	11	13	3			
70				6	17	6			
71				7	16	2			
72	1			8	14	5			
73		1	1	6	13				
74				8	8	1			
75				4	8				
76				2	14				
77			1	9	7				
78		1		6	9	1			
79				9	13				
80			2	4	12				
81				2	16				
82			1	4	5				
83				5	11				
84				6	11				
85				5	22	8			
86				4	17				
87			1	5	13				
88				4	8				
89				3	10				
90			1	4	6				
91			1	4	7				
92		1		4	4				
93				85	43				
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100		1							
101									
102									
103									
104									
105		1							
106			1						
107									
108			1						
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		1							
計	562	946	388	1,188	748	244	57	58	22
							総計		4,213

(注) 1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当職員がない号給は空欄とした。
2 上記 1 は、以下第11表の各表について同じである。

その2 公安職給料表 (警察官に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3	10								
4									
5				1					
6									
7	15								
8									
9									
10	2						1		
11	27								
12	1								
13	10						1		
14	1								
15	27								
16	2								
17	12								
18	3								
19	2								
20	5								
21	53	4							
22	2								
23	14	23			1				
24	7	3							
25	37	11							
26	8	5							
27	5	20		2					
28	8	9		2					
29	18	23		4					
30	7	15		4					1
31	4	13		1	2				2
32	4	3		4	2				5
33	21	12		5					1
34	6	18		2	1				
35	5	14		2	2				3
36	3	6		2	1				
37	12	13		4	2				
38	1	18	4	4	1				1
39	3	11	4	4	1				
40	1	11	9	2	2				
41	8	14	7	1	2				
42		10	18	5	3				
43	2	18	14	3	3		1		
44		17	13	3				2	
45	4	15	14	6	2		1	9	
46		22	15	5	4			2	
47		11	16	9	4			1	
48		11	13	4	1			3	
49		12	17	2	2		1	2	
50		16	18	5	6	6	2	2	
51		16	15	5	1	3	1	1	
52		15	21	10	1	1		2	
53		9	15	13	5	1	2		
54		10	15	4	3		2	2	
55		10	13	12	4				
56		5	20	8	2	1	2		
57		14	19	12	4	3	1	1	
58	1	2	13	8	4	2	6	1	
59		2	9	6		2	6		
60		2	12	9	2	4	3		
61			13	8	11	6	3	2	
62			12	3	4	2	5		
63		1	11	11	13		4		
64	1		18	10	6	5	1		

号給	職務の級								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65		1	23	7	2	2	1		
66			12	15	11	3	2		
67		1	18	20	5	4	2		
68			13	14	6	4	2		
69			20	14	8	2			
70			16	21	5	2	1		
71		2	15	15	7	1	1		
72			16	18	8	3	1		
73			12	16	5		3		
74		1	12	12	5	1			
75			12	11	6	2			
76		1	11	8	4	4	1		
77	1	1	13	9	4	2			
78			9	6	7	4	1		
79			3	18	6	3			
80			7	11	4	3	1		
81			4	16	3	2	1		
82			8	15	6	5	1		
83			4	10	8	6			
84			5	14	9	3	3		
85			2	18	5	4	1		
86			6	7	9	3			
87			2	17	6	6			
88		1		7	13	6			
89				12	11	6			
90			2	8	7	5			
91				10	8	5			
92				6	5	1			
93				6	55	19			
94				2					
95			2	7					
96			2	4					
97		1		4					
98			4	4					
99			1	7					
100			2	1					
101			1	2					
102				5					
103		1	3	5					
104			2	5					
105				2					
106				4					
107				2					
108			1	3					
109				5					
110				7					
111									
112			1	4					
113			1	2					
114				6					
115				4					
116				7					
117				6					
118				7					
119			1	1					
120				2					
121									
122				1					
123				1					
124				1					
125			3	2					
126									
127									
128									

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
129									
130									
131									
132			1						
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141			1						
142									
143									
144									
145									
計	353	474	639	679	340	147	65	30	13
								総計	2,740

その3 海事職給料表 (船舶に乗り組む職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人						
2		人					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10			1				
11			1				
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19			1				
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29				1			
30							
31		1	1				
32							
33							
34			2				
35			3				
36			1				
37							
38							
39		1					
40							
41		1					1
42							
43				1	1		
44					1		
45							
46							
47		1		1			1
48							
49		1					
50				1			
51		1					
52							
53						1	
54							
55							
56		1					
57	1						
58				1			
59							
60							
61	1						
62				1	1		
63							
64							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65				1			
66							
67							
68						1	
69		2		1		1	
70							
71							
72						1	
73				2	1	2	
74				1			
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84				2	1		
85							
86							
87							
88							
89				1			
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96				1			
97							
98							
99							
100							
101							
計	2	9	10	15	5	6	2
						総計	49

その4 教育職給料表(1) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				1
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13			1	1
14				
15				
16				
17			2	
18			1	
19				
20				
21			2	3
22				
23				3
24				
25		1		2
26				2
27				2
28				
29	3	3	1	1
30		1	1	
31				1
32		1		2
33	1		2	3
34				
35	2			
36		1		2
37		1	3	3
38	1		2	
39			1	2
40			1	
41			3	1
42				
43		1		1
44		1		
45	2			4
46	1	1	2	
47				
48	1		1	1
49		2	4	1
50			1	
51				1
52				
53	1		1	
54			3	
55			1	
56				1
57			1	
58				
59				1
60			1	
61				
62				
63			1	1
64				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
65				
66				1
67			2	1
68			1	
69			1	
70				
71			1	
72				
73				1
74		1		
75				
76	1		1	
77				
78			1	
79				
80				
81		1		
82				
83				
84		1		
85	1			
86				
87				
88	1			
89				
90				
91	1			
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
129				
特1				*
特2				*
特3				*
特4				*
特5				*
計	16	16	43	45
			総 計	120

(注)「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その5 教育職給料表(2) [高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用]

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1		4			
2					
3					
4					
5		8			
6					
7					
8		3			
9		7			
10		2			2
11					
12		2			
13		12			1
14		2			
15					4
16		2			2
17		14			
18		1			3
19					
20		3			2
21		13			8
22		5			3
23					4
24		6			4
25	1	19			8
26		1			4
27	1				6
28		7			5
29		56			9
30		4			4
31	1	3			1
32	1	8			1
33	2	55			2
34		10			
35		8		1	
36		7			
37	4	62		1	2
38		10			
39		7			
40	1	11			
41		65			
42		17		1	
43	1	14			
44	2	22			
45	1	62			
46	1	19		1	
47	2	9		1	
48		20			
49	8	74			
50	1	19		2	
51	2	20		3	
52	2	26		3	
53	9	70		2	
54	1	20		1	
55	4	15		3	
56	4	19		3	
57	12	62		5	
58		24	1	5	
59	3	20		8	
60	5	21		4	
61	14	51	1	6	
62	3	27		7	
63	2	27		11	
64	1	27		6	

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65	8	52		9	
66	2	28		6	
67	1	18		9	
68	2	16	1	12	
69	8	41		7	
70	7	27		8	
71	3	30		6	
72	1	22		4	
73	14	49		1	
74	7	29	1	1	
75	5	38		1	
76	2	24		1	
77	16	44		1	
78	3	40			
79	9	59	1		
80	2	40			
81	13	49			
82		31	1		
83		51			
84		48			
85	10	45	1		
86	1	34			
87	3	80			
88	1	37	1		
89	5	49	3		
90	2	42			
91		86			
92	1	41			
93	3	45	1		
94		34	2		
95		82	1		
96	1	55			
97	2	42			
98	3	21			
99	2	58			
100	1	32			
101	1	34			
102		15			
103	1	50			
104		37			
105	2	42			
106	1	13			
107		49			
108		38			
109	1	25			
110	1	24			
111	3	51			
112		29			
113	3	34			
114		34			
115		42			
116	1	38			
117	1	45			
118	1	36			
119	2	45			
120	3	41			
121	1	43			
122		42			
123	1	59			
124	1	46			
125		55			
126		44			
127		50			
128		37			

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129	1	40			
130		38			
131		30			
132		21			
133	1	18			
134		11			
135	1	12			
136		6			
137	1				
138	1	4			
139	1	1			
140					
141					
142	1				
143	1	1			
144	1				
145					
146	1				
147	5				
148	4				
149					
150					
151	4				
152					
153	1				
計	275	3,901	15	140	75
				総 計	4,406

その6 教育職給料表(3) (県関係職員)

〔中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、
養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62			1		
63					
64					

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65					
66					
67					
68					
69		1			
70					
71					
72					
73		1			
74		1			
75		1			
76				1	
77					
78					
79					
80		1			
81		1			
82					
83					
84				1	
85					
86					
87					
88		1			
89		1		1	
90		1			
91		1			
92		1			
93					
94					
95					
96					
97					
98		2			
99		2			
100		1			
101					
102					
103					
104					
105		2			
106					
107					
108					
109		1			
110					
111		3			
112		2			
113					
114					
115		1			
116					
117		1			
118		1			
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129					
130					
131		2			
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139		1			
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
計	0	31	0	3	0
				総 計	34

その7 研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	人	人			
2		3			
3					
4					
5					
6		1			
7					
8					
9		1			
10		1			
11					
12					
13		3			
14		2			
15			1		
16		1			
17		4			
18		1	1		
19		2			
20		4			
21		2			
22					
23					
24					
25	1	3			
26		1			
27		3			
28					
29		2	1		1
30		1			1
31		1	1		2
32					1
33		2			3
34			1	1	
35		6	2		1
36					1
37		1			
38					
39		3	1		
40			2		
41		1	2	1	
42		2	1		
43		3	1	2	1
44		1	1		
45		1		2	
46		3	2	1	
47		2			
48		1	2	1	
49			2	2	
50		1	1	1	
51		1	3	1	
52		3	3		
53		1	2		
54			2	1	
55					
56		1	1	2	
57		2	1	2	
58					
59		1	4	2	
60			1	1	
61			2	2	
62			2	1	
63		1	4	2	
64			1	2	

号給	職務の級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人			
65		1	1		
66			1		
67		1		1	
68			4	2	
69			3		
70			2	1	
71		1	1	2	
72			1		
73				15	
74					
75			4		
76		1			
77			2		
78					
79					
80					
81			1		
82					
83			2		
84					
85					
86			2		
87					
88			1		
89			1		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	1	77	74	49	11
				総 計	212

その8 医療職給料表(1) (保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	2			
10				
11				
12				
13	1			
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				1
27				
28				
29	1		1	
30				1
31				
32				
33				
34				
35				
36				1
37				
38				
39				
40			1	
41				
42				
43				
44				1
45				
46				
47				
48				1
49				
50				
51				
52				1
53				
54				2
55				1
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64			1	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
65				2
66				
67				
68			1	
69			1	
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	4	0	5	11
			総 計	20

その9 医療職給料表(2) (県関係職員) 〔保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、
栄養士、獣医師その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人						
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13		1					
14							
15		2					
16							
17							
18							
19		6	1				
20							
21		1					
22							
23		4					
24		1					
25							
26							
27		1					1
28		3	1				2
29			5				
30			1				
31		1	1				
32			1		1		
33		1	2		1		1
34		2	1				
35		1					1
36							1
37				1	1		
38				1	1		
39		1			1		
40			1	1		1	
41					2		1
42							
43		1				1	
44					2	1	
45					1		
46			1		1		
47				1			
48			1		1		
49			1				
50					1	1	
51			1		2		
52					1		
53			1				
54			2		2		
55		1					
56					1	1	
57					1		
58						1	
59					2		
60			1		1	3	
61			1		1		
62					4	1	
63				2		1	
64					1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65						1	
66				2			
67							
68					1		
69							
70			1				
71				1			
72					1		
73					1		
74			1		1		
75							
76					1		
77							
78							
79							
80							
81							
82				1			
83		1					
84				1	1		
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	28	25	11	35	12	7
						総計	118

その10 医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8			1			
9						
10						
11			1			
12						
13						
14		4	2			
15		2				
16						
17			4			
18			1			
19		4				
20		1	1			
21			1			
22		2				
23		4				
24			4			
25			2			
26		3				
27		1	1			
28		1				
29		1	1			
30			1			
31		1				
32			1			
33						
34						
35						
36						
37		1				
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						1
45						
46						
47						
48				1		
49						
50				2		1
51						
52						
53			1			
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61				1		
62						
63						
64						

号給	職務の級					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
65						
66						
67						
68				1		
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75					1	
76						
77						
78						
79					1	
80						
81						
82						
83					1	
84				1		
85				1	2	
86						
87						
88				1		
89					1	
90					1	
91					1	
92					2	
93					14	
94						
95				3		
96						
97				1		
98						
99						
100						
101						
102				1		
103						
104						
105				1		
106						
107						
108						
109						
110				1		
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	25	22	15	24	2
					総計	88

その11 行政職給料表（市町村立学校職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17		1							
18		3							
19		1							
20		4							
21		2							
22	4	5							
23	1	5							
24		3							
25	2	3							
26	8	3							
27		3							
28		3							
29	1	4							
30	4	4		1					
31	3	2		1					
32	1	2		1					
33	2	3		1					
34		2							
35	3								
36	3	1							
37		2							
38	2	3							
39	3	3							
40	1	3		2					
41	3	3		1					
42	1	1		1					
43	2	1	1	2					
44	4	2		3					
45	5	1	4	2					
46		2	1	2					
47	3	1	1	2					
48	9	1	1	1					
49	7	2	1	1					
50	2	2	1	2					
51	4	5	2	3					
52	2		3	2					
53	2	1		1					
54	1		2	2					
55	8	3	1	1					
56	2		1	2					
57	2			3					
58	1	4		3					
59		2		5					
60	2			2					
61	2	1		3					
62	2			1					
63	1	1		1					
64		1		4					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65				2					
66				3					
67									
68				3					
69				5	1				
70				1	3				
71				4					
72				2	1				
73				4					
74				1	3				
75				3					
76				1					
77				2	1				
78		1		1	1				
79				3					
80				1					
81				2	1				
82				1					
83				1	4				
84				2					
85					4				
86					7				
87					5				
88					4				
89				1	3				
90					2				
91									
92									
93				2	2				
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	103	97	19	101	42	0	0	0	0
								総計	362

その12 教育職給料表(3) (市町村立学校職員)

〔中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					2
11					1
12					2
13		72			1
14					4
15					
16		6			12
17		77			19
18		3			11
19		2			19
20		15			36
21		70			36
22		12			21
23		6			46
24		19			29
25		93			27
26		8			22
27		11			21
28		22			12
29		76			16
30		12			10
31		22			11
32		30			4
33		100			4
34		12			4
35		24			5
36		30			
37		108			2
38		19			
39		32			
40		37			
41		99			
42		26			
43		26			
44		25		1	
45		111		2	
46		33			
47		40		2	
48		35			
49		103		1	
50		31		2	
51		40		1	
52		33	1	1	
53		121		2	
54		44		3	
55		40		1	
56		23		3	
57		106			
58		46		5	
59		51		3	
60		44		4	
61		98	1	2	
62		46	1	3	
63		51		6	
64		25		4	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
65	人 1	人 65	人	人 10	
66		46		5	
67		35	2	9	
68		33		10	
69		84	1	8	
70		40		6	
71		39	1	8	
72		35		11	
73		61	1	15	
74		41	1	20	
75		52		17	
76		41		17	
77		48	1	34	
78		35		25	
79		51		33	
80		42		22	
81		52		17	
82		49	2	15	
83		45		15	
84		41		15	
85		41		10	
86		48	1	14	
87		45		10	
88		44		4	
89		54		5	
90		35	1	3	
91		49		1	
92		49		2	
93		75		2	
94		50			
95		52			
96		43	1		
97		61			
98		55			
99		72	1		
100		61			
101		64			
102		48			
103		59			
104		63			
105		47			
106		46			
107		66			
108		47			
109		63			
110		49			
111		43			
112		30			
113		51			
114		35			
115		38			
116		49			
117		50			
118		49			
119		68			
120		38			
121		52			
122		37			
123		62			
124		60			
125		53			
126		53			
127		51			
128		68			

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129		80			
130		70			
131		74			
132		80			
133		74			
134		89			
135		77			
136		92			
137		93			
138		90			
139		80			
140		75			
141		98			
142		78			
143		57			
144		56			
145		39			
146		31			
147		21			
148		17			
149		2			
150		7			
151		2			
152		2			
153		1			
154		1			
155					
156					
157					
計	1	6,809	16	409	377
				総 計	7,612

その13 医療職給料表(2) (市町村立学校職員) (中学校及び小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2		1					
3							
4							
5		2					
6							
7							
8							
9		1					
10							
11							
12							
13		1					
14							
15							
16							
17		2					
18		1					
19		2	2				
20		1	1				
21		1	3				
22							
23		1	4				
24							
25		3	1				
26		1					
27			1				
28		1	1				
29		1	1				
30			2				
31		2	3				
32			1				
33		2	1				
34		1	1				
35			1				
36							
37		3	1				
38			1				
39			2				
40			1				
41		1					
42			1				
43							
44							
45			1				
46			1				
47							
48			1				
49					2		
50					1		
51			1		1		
52							
53					1		
54							
55							
56					1		
57					1		
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64				1			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72			1				
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80			1				
81							
82				1			
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	28	35	2	7	0	0
						総計	72

その14 特定任期付職員 〔高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用〕

号 給	人 員
	人
1	*
2	*
3	*
4	*
5	*
6	*
7	*
総計	1

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その15 特定業務等従事任期付職員 〔一定の期間、特定の業務に従事する職員に適用〕

行政職給料表

号 給	人 員
	人
1	*
2	*
3	*
4	*
5	*
6	*
7	*
8	*
9	*
総計	2

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その16 任期付職員 〔任期を定めて採用された職員に適用〕

行政職給料表適用

職務の級	号 給	人 員
		人
1	75	1
1	77	1
1	79	1
2	43	1
2	59	1
2	75	1
2	86	1
2	94	1
2	97	1
*	*	1
総計		10

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その17 任期付職員 〔任期を定めて採用された職員に適用〕

教育職給料表(1)適用

職務の級	号 給	人 員
		人
*	*	1
総計		1

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

(平成30年職員給与等実態調査)

職務の級 給料表	計	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	64				63	1					
海事職	1				1						
教育職(2)	53	16	37								
教育職(3)	74		74								
研究職	4				4						
医療職(2)	1					1					
医療職(3)	1				1						
給料表計	198										

(注) 該当職員がない職務の級は空欄とし、また、ここに示されていない給料表には該当職員はいない。

その2 短時間勤務職員

職務の級 給料表	計	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	138	1			135	2					
公安職	37				8	22	6		1		
教育職(3)	64		64								
医療職(2)	8					8					
医療職(3)	3				1	2					
給料表計	250										

(注) 該当職員がない職務の級は空欄とし、また、ここに示されていない給料表には該当職員はいない。

2 民間給与関係

平成30年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与と民間従業員の給与とを比較・検討するため、平成30年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。))に分類された370事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種。うち初任給関係職種18職種）

(3) 調査実人員

調査実人員は5,404人（うち初任給関係533人）で、うち行政職に相当する職種に係る調査実人員は4,691人（うち初任給関係472人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は22,494人で、うち行政職に相当するものは11,849人である。

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を産業、企業規模、組織によって13層に層化し、これらの層から143事業所を無作為抽出法によって抽出した。

(2) 従業員の抽出

従業員の抽出は、臨時の従業員及び役員は全て除外した。また、初任給関係職種以外の調査対象職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、無作為に抽出した。

5 集計

総計及び平均値の算出に際しては、全て従業員の抽出率の逆数を乗じることにより母集団に復元した。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成30年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 132	事業所 37	事業所 63	事業所 32
農 業、 林 業、 漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	15	3	6	6
製 造 業	9	0	7	2
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	47	14	17	16
卸 売 業、 小 売 業	17	4	10	3
金 融 業、 保 険 業、 不動産業、物品賃貸業	10	8	1	1
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業	34	8	22	4

- (注) 1 上記調査対象事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が10所あった。
- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの(中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。))」である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	規 模 計				
		500人以上	100人以上500人未満	100人未満		
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	円	円	円	円	
		大学卒	172,405	165,194	179,096	173,681
		短大卒	144,496	144,057	145,819	141,054
	新 卒 技 術 者	高校卒	138,469	137,236	141,091	—
		大学卒	189,374	200,000	188,554	140,460
		短大卒	154,318	—	151,758	163,000
	新卒事務員・技術者計	高校卒	147,922	157,300	146,918	144,166
		大学卒	175,149	167,935	181,402	171,727
		短大卒	146,510	144,057	147,473	147,039
	高校卒	142,127	139,562	144,453	144,166	

- (注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額であり、採用のある事業所について平均したものである。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与 (A)	う ち 時 間 外手当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	56.6	円	円	円	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄を参照のこと。	
	大 学 卒	4	56.2	766,479	203	766,276		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
工 場 長	5	54.1	776,188	0	776,188	構 成 員50人以上の工場 の長（取締役兼 任者を除く。）		
大 学 卒	3	54.0	844,607	0	844,607			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 長	事 務 部 長	169	52.2	573,613	366	573,247		2課以上又は 構 成 員20人 以上の部の長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職（取締役兼 任者を除く。）
	大 学 卒	117	52.0	599,740	313	599,427		
	短 大 卒	19	51.2	514,022	0	514,022		
	高 校 卒	33	53.8	522,115	765	521,350		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 長	技 術 部 長	48	50.2	507,926	1,673	506,253		
	大 学 卒	22	49.5	538,887	1,935	536,952		
	短 大 卒	10	50.9	459,216	0	459,216		
	高 校 卒	16	50.6	497,643	2,452	495,191		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	142	51.9	562,297	4,038	558,259	前記部長に事 故等のあると きの職務代行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職（部長 － 課長間）	
	大 学 卒	112	52.1	597,673	3,839	593,834		
	短 大 卒	13	50.7	425,155	872	424,283		
	高 校 卒	17	51.7	446,232	7,669	438,563		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 次 長	技 術 部 次 長	31	50.0	593,811	8,043	585,768		
	大 学 卒	20	49.9	693,206	3,795	689,411		
	短 大 卒	5	49.3	414,747	19,341	395,406		
	高 校 卒	6	50.8	488,247	9,182	479,065		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 課 長	人	歳	円	円	円	2 係以上又は 構 成 員10人 以上の課の長 職能資格等が 上記課の長と 同等と認めら れる課の長及 び課長級専門 職		
	事務課長	329	48.0	471,424	5,067			466,357
	大学卒	198	47.4	485,119	4,134			480,985
	短大卒	53	47.3	408,400	1,678			406,722
	高校卒	76	49.7	480,189	7,805			472,384
	中学卒	*	*	*	*			*
	技術課長	104	49.5	517,703	7,486			510,217
	大学卒	65	49.6	502,073	9,013			493,060
	短大卒	8	46.7	519,471	6,133			513,338
	高校卒	31	50.2	550,773	4,547			546,226
中学卒	—	—	—	—	—			
技 術 課 長 代 理	158	45.1	473,198	29,048	444,150	前記課長に事 故等のあると きの職務代行 者 課長に直属し 部下に係長等 の役職者を有 する者 課長に直属し 部下4人以上 を有する者 職能資格等が 上記課長代理 と同等と認め られる課長代 理及び課長代 理級専門職 中間職（課長 －係長間）		
	大学卒	111	45.3	483,402	27,498			455,904
	短大卒	18	43.2	441,920	45,886			396,034
	高校卒	28	45.9	455,892	24,497			431,395
	中学卒	*	*	*	*			*
技 術 課 長 代 理	48	48.4	552,809	1,368	551,441	前記課長に事 故等のあると きの職務代行 者 課長に直属し 部下に係長等 の役職者を有 する者 課長に直属し 部下4人以上 を有する者 職能資格等が 上記課長代理 と同等と認め られる課長代 理及び課長代 理級専門職 中間職（課長 －係長間）		
	大学卒	26	47.4	556,362	363			555,999
	短大卒	7	49.7	457,844	0			457,844
	高校卒	15	49.5	595,218	3,865			591,353
	中学卒	—	—	—	—			—
事 務 係 長	416	44.5	365,939	35,633	330,306	係の長及び係 長級専門職		
	大学卒	197	43.3	365,023	36,139			328,884
	短大卒	93	45.1	363,678	34,124			329,554
	高校卒	123	45.8	369,946	35,582			334,364
	中学卒	3	48.9	331,567	50,419			281,148
技 術 係 長	175	44.8	415,243	74,440	340,803			
	大学卒	78	44.0	398,143	83,019			315,124
	短大卒	37	44.5	398,856	79,743			319,113
	高校卒	60	46.0	446,715	60,411			386,304
	中学卒	—	—	—	—			—

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
事 務 主 任 ・ 技 術 主 任 ・ 事 務 係 員 ・ 技 術 係 員	事 務 主 任	446	40.3	342,848	35,179	307,669	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を要する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	177	38.1	336,582	29,170	307,412	
	短 大 卒	124	40.8	332,929	32,873	300,056	
	高 校 卒	139	42.0	361,106	44,319	316,787	
	中 学 卒	6	47.4	283,670	30,348	253,322	
	技 術 主 任	338	40.8	446,723	62,516	384,207	
	大 学 卒	107	41.4	406,543	44,084	362,459	
	短 大 卒	57	41.1	383,948	64,659	319,289	
	高 校 卒	173	40.4	486,740	72,251	414,489	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
事 務 係 員	1,340	35.0	260,509	28,671	231,838		
大 学 卒	686	32.2	266,566	32,207	234,359		
短 大 卒	296	38.1	239,898	22,220	217,678		
高 校 卒	351	37.8	266,221	27,267	238,954		
中 学 卒	7	44.8	219,954	13,872	206,082		
技 術 係 員	746	32.9	307,962	48,133	259,829		
大 学 卒	330	33.0	298,573	46,655	251,918		
短 大 卒	155	36.1	293,846	44,915	248,931		
高 校 卒	258	30.8	327,302	51,802	275,500		
中 学 卒	3	40.6	261,803	35,278	226,525		

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。(以下、第15表の各表において同じ。)

2 規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務	支 店 長	4	56.2	827,761	250	827,511	構 成 員50人 以上 の 支 店 (社)の長(取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	大 学 卒	4	56.2	827,761	250	827,511	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
工 場	工 場 長	4	53.7	834,450	0	834,450	構 成 員50人 以上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	大 学 卒	3	54.0	844,607	0	844,607	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	事 務 部 長	82	53.6	660,333	27	660,306	2課以上又は 構 成 員20人 以上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	大 学 卒	62	52.9	679,538	0	679,538	
	短 大 卒	4	53.0	535,354	0	535,354	
	高 校 卒	16	56.2	626,845	132	626,713	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	技 術 部 長	8	51.4	817,197	0	817,197	前 記 部 長 に 事 故 等 の ある と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 専 門 職 (部 長 — 課 長 間)
	大 学 卒	6	52.2	796,810	0	796,810	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	事 務 部 次 長	85	51.9	586,984	0	586,984	前 記 部 長 に 事 故 等 の ある と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 専 門 職 (部 長 — 課 長 間)
	大 学 卒	66	52.2	637,176	0	637,176	
	短 大 卒	7	50.0	409,204	0	409,204	
	高 校 卒	12	51.2	433,566	0	433,566	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	技 術 部 次 長	16	51.6	821,504	0	821,504	前 記 部 長 に 事 故 等 の ある と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 専 門 職 (部 長 — 課 長 間)
	大 学 卒	14	51.3	822,205	0	822,205	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

行政職9級

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	う ち 時 間 外手当 (B)	(A) - (B)		
事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	人	歳	円	円	円	2係以上又は 構 成 員10人 以上の課の長 職能資格等が 上記課の長と 同等と認めら れる課の長及 び課長級専門 職	行政職7級、8級
	110	48.2	557,013	2,870	554,143		
	55	46.9	582,289	2,940	579,349		
	13	47.3	487,181	123	487,058		
	42	50.0	546,303	3,501	542,802		
	—	—	—	—	—		
	58	51.0	612,309	8,889	603,420		
	38	50.3	562,521	13,312	549,209		
	4	51.1	688,468	0	688,468		
	16	52.8	717,675	0	717,675		
事 務 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	59	46.7	552,740	13,299	539,441	前記課長に事 故等のあると きの職務代行 者 課長に直属し 部下に係長等 の役職者を有 する者 課長に直属し 部下4人以上 を有する者 職能資格等が 上記課長代理 と同等と認め られる課長代 理及び課長代 理級専門職 中間職（課長 —係長級）	行政職5級、6級
	40	46.2	570,950	13,153	557,797		
	5	45.5	486,739	34,807	451,932		
	14	48.6	521,589	6,924	514,665		
	—	—	—	—	—		
	33	48.2	623,932	0	623,932		
	18	47.2	622,279	0	622,279		
	*	*	*	*	*		
	13	50.0	627,741	0	627,741		
	—	—	—	—	—		
事 務 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	158	43.1	409,339	35,792	373,547	係の長及び係 長級専門職	行政職3級、4級
	57	42.4	402,014	36,904	365,110		
	31	41.7	412,443	29,163	383,280		
	70	44.1	413,853	37,677	376,176		
	—	—	—	—	—		
	33	47.1	575,165	73,320	501,845		
	9	45.1	517,319	87,794	429,525		
	4	47.5	581,362	90,176	491,186		
	20	47.8	596,896	64,341	532,555		
	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与 (A)	う ち 時 間 外手当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事 務 主 任	214	40.3	385,566	43,621	341,945	係長等のいる 事業所におけ る主任 係長等のいな い事業所にお ける主任のう ち、課長代理 以上に直属 し、部下を有 する者 係長等のいな い事業所にお いて、職能資 格等が上記主 任と同等と認 められる主任 中間職（係長 一係員間）	行政職2級 (一部は3級、4級)
	大 学 卒	71	39.3	373,122	32,791	340,331		
	短 大 卒	62	40.1	373,845	44,103	329,742		
	高 校 卒	81	41.1	403,479	51,535	351,944		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 主 任	210	40.9	496,437	66,883	429,554		
	大 学 卒	52	42.9	460,209	39,870	420,339		
	短 大 卒	11	42.2	516,780	90,840	425,940		
	高 校 卒	147	40.1	507,122	74,174	432,948		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事 務 係 員	479	34.0	277,241	36,091	241,150		行政職1級
	大 学 卒	238	32.5	278,481	40,189	238,292		
	短 大 卒	74	36.0	237,355	23,158	214,197		
	高 校 卒	167	35.0	292,664	36,190	256,474		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 係 員	245	31.5	384,929	63,701	321,228		
	大 学 卒	80	33.4	377,553	58,854	318,699		
	短 大 卒	18	31.1	398,238	83,873	314,365		
	高 校 卒	147	30.6	386,920	63,700	323,220		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

3 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 人 員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務 系	支 店 長	*	*	*	*	*	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 系	工 場 長	*	*	*	*	*	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係 職 種	事 務 部 長	62	51.6	500,254	933	499,321	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	41	52.1	521,409	836	520,573	
	短 大 卒	10	50.1	487,842	0	487,842	
	高 校 卒	11	51.1	434,554	2,102	432,452	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 系	技 術 部 長	24	49.7	438,716	0	438,716	
	大 学 卒	9	49.2	424,428	0	424,428	
	短 大 卒	7	51.6	469,130	0	469,130	
	高 校 卒	8	48.3	425,551	0	425,551	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 系	事 務 部 次 長	47	52.8	542,522	3,420	539,102	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 - 課 長 間)
	大 学 卒	42	52.5	544,797	3,689	541,108	
	短 大 卒	3	54.1	483,372	1,766	481,606	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 系	技 術 部 次 長	10	47.7	449,540	8,375	441,165	
	大 学 卒	6	47.5	475,655	10,194	465,461	
	短 大 卒	3	50.0	432,433	7,119	425,314	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

行政職7級、8級

職 種 名	調査実 人 員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 種 職	事 務 課 長	187	47.8	441,257	4,006	437,251	2係以上又は 構 成 員10人 以上の課の長 職能資格等が 上記課の長と 同等と認めら れる課の長及 び課長級専門 職	行政職5級、6級
	大 学 卒	132	47.6	458,228	4,817	453,411		
	短 大 卒	34	47.7	393,057	1,563	391,494		
	高 校 卒	21	49.1	408,588	2,673	405,915		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 課 長	29	48.3	402,750	1,508	401,242		
	大 学 卒	18	49.7	421,655	1,802	419,853		
	短 大 卒	3	47.2	408,088	3,115	404,973		
	高 校 卒	8	45.2	355,271	134	355,137		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 関 係 種 職	事 務 課 長 代 理	96	44.4	435,347	36,118	399,229	前記課長に事 故等のあると きの職務代行 者 課長に直属し 部下に係長等 の役職者を有 する者 課長に直属し 部下4人以上 を有する者 職能資格等が 上記課長代理 と同等と認め られる課長代 理及び課長代 理級専門職 中間職（課長 一係長間）	行政職4級
	大 学 卒	71	44.9	442,335	34,227	408,108		
	短 大 卒	13	42.6	429,225	49,024	380,201		
	高 校 卒	11	43.7	402,533	33,904	368,629		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 課 長 代 理	15	48.8	383,971	4,617	379,354		
	大 学 卒	8	47.9	380,237	1,332	378,905		
	短 大 卒	5	51.0	393,670	0	393,670		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 関 係 種 職	事 務 係 長	210	44.8	345,777	38,851	306,926	係の長及び係 長級専門職	行政職3級
	大 学 卒	122	43.2	354,385	39,457	314,928		
	短 大 卒	47	46.7	351,866	42,036	309,830		
	高 校 卒	41	47.2	313,914	33,403	280,511		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 係 長	103	44.7	379,402	76,296	303,106		
	大 学 卒	51	44.1	380,952	79,214	301,738		
	短 大 卒	25	44.6	389,909	85,143	304,766		
	高 校 卒	27	45.7	366,261	62,056	304,205		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 人 員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職2級 (一部は3級)
	大 学 卒	169	39.3	306,810	29,556	277,254		
	短 大 卒	83	37.1	319,779	28,912	290,867		
	高 校 卒	47	40.9	290,604	27,169	263,435		
	中 学 卒	39	41.8	299,183	33,767	265,416		
	—	—	—	—	—	—		
	技 術 主 任	84	38.6	335,756	55,049	280,707		
	大 学 卒	30	36.6	335,678	47,703	287,975		
	短 大 卒	35	39.7	336,861	57,491	279,370		
	高 校 卒	18	39.7	338,242	63,677	274,565		
中 学 卒	*	*	*	*	*			
事 務 係 員	682	35.0	254,921	25,158	229,763	行政職1級		
大 学 卒	374	31.7	262,108	28,237	233,871			
短 大 卒	177	38.5	244,001	22,091	221,910			
高 校 卒	130	40.3	247,928	19,923	228,005			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 係 員	339	32.5	273,724	44,395	229,329			
大 学 卒	190	31.9	276,449	44,417	232,032			
短 大 卒	87	34.9	272,986	41,387	231,599			
高 校 卒	61	31.0	265,793	47,905	217,888			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

4 規模100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
事	支 店 長	—	—	—	—	構 成 員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
務	工 場 長	—	—	—	—	構 成 員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
技	事 務 部 長	25	50.3	512,522	39	512,483	2課以上又は構 成 員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	14	48.8	531,653	70	531,583	
	短 大 卒	5	51.6	540,834	0	540,834	
	高 校 卒	6	52.8	444,289	0	444,289	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
術	技 術 部 長	16	50.2	485,795	4,297	481,498	
	大 学 卒	7	48.2	513,471	5,179	508,292	
	短 大 卒	3	49.3	439,023	0	439,023	
	高 校 卒	6	53.2	476,893	5,417	471,476	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関	事 務 部 次 長	10	48.3	474,070	34,390	439,680	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大 学 卒	4	45.7	569,003	55,698	513,305	
	短 大 卒	3	49.3	407,852	1,842	406,010	
	高 校 卒	3	50.7	413,711	38,527	375,184	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係	技 術 部 次 長	5	50.6	393,872	22,932	370,940	
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	3	52.0	394,900	15,000	379,900	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	事 務 部 次 長	10	48.3	474,070	34,390	439,680	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大 学 卒	4	45.7	569,003	55,698	513,305	
	短 大 卒	3	49.3	407,852	1,842	406,010	
	高 校 卒	3	50.7	413,711	38,527	375,184	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職	技 術 部 次 長	5	50.6	393,872	22,932	370,940	
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	3	52.0	394,900	15,000	379,900	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務 課 長	人	歳				2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級
	32	48.5	370,377	16,684	353,693		
	11	47.5	368,105	1,979	366,126		
	6	45.5	347,101	4,822	342,279		
	13	49.5	378,020	27,503	350,517		
	*	*	*	*	*		
	17	46.7	384,367	11,401	372,966		
	9	46.6	398,479	4,084	394,395		
	*	*	*	*	*		
	7	49.1	382,801	17,675	365,126		
—	—	—	—	—			
技 術 課 長	3	43.0	391,850	58,031	333,819	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職4級
	—	—	—	—	—		
	—	—	—	—	—		
	3	43.0	391,850	58,031	333,819		
	—	—	—	—	—		
	—	—	—	—	—		
	—	—	—	—	—		
	—	—	—	—	—		
	—	—	—	—	—		
	—	—	—	—	—		
事 務 係 長	48	47.8	312,185	23,382	288,803	係の長及び係長級専門職	行政職3級
	18	46.2	320,297	15,480	304,817		
	15	47.1	309,002	21,549	287,453		
	12	50.7	299,148	30,767	268,381		
	3	48.9	331,567	50,419	281,148		
	39	43.2	362,210	70,863	291,347		
	18	43.3	387,159	90,899	296,260		
	8	42.5	329,965	58,448	271,517		
	13	43.5	347,507	50,761	296,746		
	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与 (A)	う ち 時 間 外手当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事 務 主 任	63	42.7	286,565	20,464	266,101	係長等のいる 事業所におけ る主任 係長等のいな い事業所にお ける主任のう ち、課長代理 以上に直属 し、部下を有 する者 係長等のいな い事業所にお いて、職能資 格等が上記主 任と同等と認 められる主任 中間職（係長 一係員間）	行政職2級 (一部は3級)
	大 学 卒	23	37.9	287,561	19,812	267,749		
	短 大 卒	15	43.5	286,024	3,326	282,698		
	高 校 卒	19	46.3	286,700	31,662	255,038		
	中 学 卒	6	47.4	283,670	30,348	253,322		
	技 術 主 任	44	43.7	340,588	49,734	290,854		
	大 学 卒	25	42.6	350,412	50,356	300,056		
	短 大 卒	11	43.4	344,668	51,700	292,968		
	高 校 卒	8	47.7	302,134	44,770	257,364		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事 務 係 員	179	37.7	237,242	22,138	215,104	行政職1級	
	大 学 卒	74	33.4	253,207	28,004	225,203		
	短 大 卒	45	40.3	229,377	21,181	208,196		
	高 校 卒	54	40.9	221,560	14,959	206,601		
	中 学 卒	6	45.3	224,845	14,801	210,044		
	技 術 係 員	162	35.3	263,654	33,717	229,937		
	大 学 卒	60	35.5	268,535	38,911	229,624		
	短 大 卒	50	39.2	291,011	37,974	253,037		
	高 校 卒	50	31.2	231,807	24,100	207,707		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

その2 給与比較の対象外職種
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	う ち 時 間 外手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種						
電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用自動車運転手	—	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
守 衛	—	—	—	—	—	
用 務 員	—	—	—	—	—	
海 事 関 係 職 種						
船 長 ・ 機 関 長	9	53.2	903,952	0	903,952	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	10	46.7	790,922	195,962	594,960	同上
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	14	35.0	606,589	125,518	481,071	同上
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	15	32.7	499,032	92,609	406,423	同上
運 航 士	—	—	—	—	—	同上
甲 板 長 ・ 操 機 長	9	53.3	735,149	145,728	589,421	同上
甲 板 手 ・ 操 機 手	10	39.5	670,295	120,024	550,271	同上
甲 板 員 ・ 機 関 員	12	23.3	500,148	106,026	394,122	同上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年 4 月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	う ち 時 間 外手当 (B)	(A) - (B)		
							円
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・ 大学 部 長	6	59.8	629,380	0	629,380	
	大 学 教 授	23	54.6	494,717	0	494,717	
	大 学 准 教 授	21	46.1	419,924	0	419,924	
	大 学 講 師	7	34.9	339,400	0	339,400	
	大 学 助 教	*	*	*	*	*	
職 種	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 頭	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 諭	—	—	—	—	—	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の 研究所の長（取締役 兼任者を除く。）
	研 究 部（課）長	—	—	—	—	—	2室（係）以上又 は構成員7人以上 の部（課）の長
	研 究 室（係）長	—	—	—	—	—	構成員3人以上の 室（係）の長
	主 任 研 究 員	—	—	—	—	—	下位研究員より上位 の者（研究所長の職 名を有する者、上記 研究部（課）長及び 研究室(係)長)を除く。
	研 究 員	—	—	—	—	—	
研 究 補 助 員	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年 4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	う ち 時 間 外手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
病 院 長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯 科医師 5人以上
副 院 長	*	*	*	*	*	上記病院長に事故 等のあるときの職 務代行者
医 科 長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯 科医師 1人以上
医 師	11	49.4	1,427,845	83,182	1,344,663	
歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
薬 局 長	5	55.0	525,472	20,298	505,174	部下に薬剤師 2人 以上
薬 剤 師	9	41.2	357,733	7,697	350,036	
診 療 放 射 線 技 師	16	46.6	328,245	6,516	321,729	
臨 床 検 査 技 師	18	47.1	281,204	3,017	278,187	
栄 養 士	15	41.3	249,366	3,032	246,334	
理 学 療 法 士	68	39.0	308,164	7,358	300,806	
作 業 療 法 士	85	39.1	278,185	12,798	265,387	
総 看 護 師 長	5	52.2	470,522	16,032	454,490	部下に看護師長 5 人以上
看 護 師 長	48	49.1	383,328	19,134	364,194	部下に看護師又は 准看護師 5人以上
看 護 師	190	44.0	306,376	27,893	278,483	
准 看 護 師	101	46.8	268,440	26,049	242,391	

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

企業規模	項目	管 理 職 (課 長 級)		一 般 従 業 員 (係 員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%
	規 模 計	66.0	34.0	66.2	33.8
	500人以上	57.2	42.8	59.4	40.6
	100人以上500人未満	71.1	28.9	69.5	30.5
	100人未満	63.7	36.3	66.0	34.0

3 標準生計費及び 労働経済指標

第17表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成30年4月分）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	21,590	34,540	42,900	51,260	59,620
住居関係費	54,320	59,530	53,530	47,520	41,520
被服・履物費	2,110	7,360	8,460	9,550	10,650
雑費Ⅰ	20,600	18,610	34,510	50,420	66,320
雑費Ⅱ	5,460	12,480	15,460	18,440	21,420
合計	104,080	132,520	154,860	177,190	199,530

平成30年4月の標準生計費算定方法

1 標準生計費の各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 2人～5人世帯については、家計調査における平成30年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、那覇市と全国の平均4人値から各費目別標準生計費を算定した。

第18表 労働経済指標

項目 年度 年月	①	②	③	④	⑤				⑥				⑦	
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数前年比 (調査産業計)	有効求人 倍率 (季調値)	完全 失業率 (季調値)	きまって支給する給与 (調査産業計)				うち所定内給与 (調査産業計)				総実労働時間 (調査産業計)	
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	全 国	前年度比・ 前年同月比 (%)	沖 縄 県	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国	前年度比・ 前年同月比 (%)	沖 縄 県	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国	沖 縄 県
平成28年度	1.2	0.9	1.39	3.0	290.0	0.3	238.4	0.3	265.0	0.4	221.2	0.4	148.3	149.7
29年度	1.6	1.6	1.54	2.7	291.4	0.5	238.9	0.2	266.5	0.6	222.0	0.4	147.9	149.4
平成29年4月		1.6	1.47	2.8	295.0	0.3	243.9	0.6	268.9	0.6	226.5	0.8	153.1	154.2
5月	0.5	1.8	1.49	3.0	289.1	0.5	239.3	0.6	264.8	0.7	223.0	0.8	144.7	149.9
6月		1.5	1.50	2.8	291.5	0.4	240.5	0.9	267.3	0.7	224.1	1.2	154.2	153.9
7月		1.7	1.51	2.8	291.3	0.4	242.3	1.7	267.1	0.6	225.2	1.7	150.5	152.1
8月	0.6	1.4	1.52	2.8	289.3	0.4	243.5	2.4	265.3	0.4	225.2	1.7	144.5	151.9
9月		1.7	1.53	2.8	291.1	0.7	240.8	1.7	267.1	0.8	223.4	1.4	148.4	148.7
10月		1.8	1.55	2.8	291.6	0.2	240.4	1.0	266.6	0.4	223.6	1.2	149.7	150.9
11月	0.2	1.8	1.56	2.7	291.8	0.4	240.2	1.0	266.0	0.4	223.0	1.1	150.9	149.2
12月		1.5	1.59	2.7	291.9	0.4	242.0	1.5	266.0	0.5	224.1	1.6	148.9	150.5
平成30年1月		1.4	1.59	2.4	290.0	0.7	229.8	△ 3.2	265.6	0.8	214.5	△ 2.3	139.0	143.4
2月	△ 0.2	1.6	1.58	2.5	290.0	0.2	228.6	△ 2.9	265.3	0.4	212.6	△ 2.3	143.1	140.0
3月		1.5	1.59	2.5	293.8	0.8	235.4	△ 2.9	268.4	0.9	219.0	△ 2.6	147.6	148.5
4月	(P)0.5	1.2	1.59	2.5	296.6	0.6	236.3	△ 3.1	270.7	0.7	220.2	△ 2.7	150.9	149.4
5月		1.3	1.60	2.2	292.7	1.2	232.8	△ 2.8	268.3	1.3	217.6	△ 2.4	146.6	147.8
資料出所	内閣府	厚生労働省	総務省	厚生労働省										

- (注) 1 (P)の付されている数値は速報値である。
 2 ①は平成23年基準、②、⑤、⑥、⑧、⑩、⑪は平成27年基準である。
 3 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。
 4 ⑨、⑩の平成28年度、29年度の欄は、それぞれ平成28暦年、29暦年の数値である。

⑧ 所定外労働時間 (調査産業計)		⑨ 消 費 支 出								⑩ 消費者物価総合 指 数 前 年 比		⑪ 国内企業 物 価 前 年 比	項 目 年 度 年 月
全国	沖縄県	全 国				那 覇 市				全国	那覇市	前年度比・ 前年同月比 (%)	
		二人以上の世帯	うち勤労者世帯	二人以上の世帯	うち勤労者世帯	二人以上の世帯	うち勤労者世帯						
(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年比・ 前年同月比 (%)	
12.7	10.0	282.2	△ 1.8	309.6	△ 1.8	244.6	4.6	264.4	△ 1.1	△ 0.1	0.3	△ 2.4	平成28年度
12.6	10.1	283.0	0.3	313.1	1.1	233.0	△ 4.7	264.5	0.0	0.5	0.5	2.7	29年度
13.2	11.5	295.9	△ 0.9	329.9	△ 2.4	221.2	0.0	268.3	6.5	0.4	0.2	2.1	平成29年4月
12.3	10.6	283.1	0.4	315.2	2.8	217.5	△22.0	256.4	△17.6	0.4	0.5	2.1	5月
12.3	10.6	268.8	2.8	296.7	7.2	215.0	△10.5	236.2	△14.4	0.4	0.5	2.2	6月
12.4	11.1	279.2	0.4	308.8	2.1	226.2	△ 2.0	268.2	11.4	0.4	0.6	2.5	7月
12.0	10.0	280.3	1.4	301.6	0.0	237.4	△ 1.6	260.5	△ 1.1	0.7	0.7	2.9	8月
12.5	10.8	268.8	0.6	295.2	△ 0.4	238.7	△18.8	253.2	△ 2.9	0.7	0.9	3.0	9月
12.8	10.3	282.9	0.3	313.7	2.6	235.3	4.7	278.0	18.8	0.2	0.3	3.5	10月
13.1	10.4	277.4	2.4	301.2	2.4	219.0	△ 3.2	241.3	2.7	0.6	0.4	3.5	11月
13.2	11.3	322.2	1.2	352.1	0.8	287.0	5.3	290.6	1.6	1.0	1.0	3.0	12月
12.0	8.0	289.7	3.7	317.7	3.4	225.2	△ 1.8	236.3	△ 7.1	1.4	1.7	2.7	平成30年1月
12.4	7.9	265.6	1.9	289.2	△ 3.0	209.2	△ 2.3	227.4	△ 9.0	1.5	1.8	2.6	2月
12.9	9.2	301.2	1.1	335.0	△ 0.6	231.8	△ 9.3	252.0	△20.4	1.1	1.5	2.1	3月
13.0	8.6	294.4	△ 0.5	335.0	1.5	228.6	3.3	255.1	△ 4.9	0.6	0.9	2.1	4月
12.4	7.9	281.3	△ 0.6	312.4	△ 0.9	210.3	△ 3.3	232.1	△ 9.5	0.7	0.8	2.7	5月
総 務 省												日本銀行	資料出所

平成30年 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成30年10月発行

編集・発行 沖縄県人事委員会
沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL 098-866-2546 FAX 098-866-2541
印刷 (株)国際印刷



- ・古紙配合率70%。白色度73%の再生紙を使用しています。
- ・この報告書は、550部作成し、1部当たりの印刷単価は1,629円（1円未満は切捨）です。